

三木市文化振興計画

令和4（2022）年2月

三木市教育委員会

目 次

第1章 「三木市文化振興計画」の趣旨	P 1～ 5
第1節 計画策定の背景と趣旨	P 1～ 2
第2節 計画の位置づけ	P 3～ 4
第3節 文化芸術の領域	P 5
第2章 文化芸術を取り巻く現状	P 6～14
第1節 三木市の現状	P 6～10
第2節 三木市文化振興意識調査	P11～12
第3節 国や県の文化芸術政策	P13～14
第3章 文化振興計画の基本理念及び方針	P15～24
第1節 基本理念	P15
第2節 基本方針	P16
第3節 体系	P17～24
第4章 文化振興計画の推進と進行管理	P25～26
第1節 振興計画の推進	P25
第2節 計画の進行管理（中間見直し）	P26
資料編	P28～52
資料1：三木市文化振興意識調査結果	P28～43
資料2：三木市文化振興計画策定委員会設置要綱	P44～45
資料3：三木市文化振興計画策定委員会 委員名簿	P46
資料4：公民館登録文化団体及び文化芸術団体一覧・市内の主な文化施設	P47
資料5：市内指定文化財一覧	P48
資料6：文化芸術基本法	P49～52

第1章 「三木市文化振興計画」の趣旨

第1節 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国は、第二次世界大戦後の昭和25（1950）年から一貫して平均寿命が伸び続け、平成29（2017）年時点で男性81.09歳、女性87.26歳となっています。このまま伸び続けると、令和32（2050）年には、女性の平均寿命が90歳に到達する見込みです。そのため、これからの時代を生きていく私たちは「人生100年時代」を見据えた人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活動できる社会を形成することが求められています。



成人式（三木市文化会館）

このためには、青少年期の学校活動における文化芸術活動の充実、青少年期以降の事外での文化芸術活動の機会の提供、退職後の趣味や地域内での文化芸術活動の機会や場所の提供とともに、上の世代から継承していく流れを形成することで、文化芸術活動に生きがい生まれ、誰もが楽しみながら学んだことをいかして活躍できる文化振興を目指します。

しかし、令和2（2020）年1月以降、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、我が国も緊急事態宣言が出されるなど、私たちの経済、社会に大きな影響を及ぼしています。文化芸術活動も例外ではなく、文化イベントの中止・縮小・延期が相次ぎ、美術館・図書館・博物館も休館を余儀なくされました。イベントの中止は、文化芸術に親しむ機会の喪失、アーティストや文化芸術関係者・団体の存続危機、公演等に関わる事業者や技術者の大幅な収入減など大きな悪影響を及ぼしています。また、新型コロナウイルス感染症患者や医療従事者への差別、SNSを使った匿名での誹謗中傷事例の増加など、終息が見通せない中での不安や恐怖は、身体的影響だけではなく、心理的影響にも波及し、他者への攻撃に向けてしまう事例が多発しています。そのような状況の中で、文化芸術は人々を癒し、心を豊かにします。明日への希望や生きる勇気をもたらし、日常生活の苦しみを乗り越える力や安らぎを得られることもあります。

また、文化芸術は、地域の特性や歴史の中で生まれ、地域の個性を形成する中心となり、地域の一体感や連帯感を醸成することに大きく貢献しています。このことは国というレベルでも同じであり、民族や言語、宗教等の壁を越えて世界の人々と対話・共生を進めることに貢献しています。文化芸術は、国や地域によって様々な形態や内容を持ちますが、その底流には美や感動体験があり、このよう

な特性が相互理解や共生の基盤となつて、私たちとは異なった文化や考え方を持った方々に対する寛容な心の醸成に貢献しています。さらに、青少年期から伝統芸能や舞台に直接触れる機会を設けることは、感性が豊かになるだけでなく、様々な才能を伸ばして将来への可能性を広げることにもつながります。差別や誹謗中傷にも表れている閉塞感漂うコロナ禍の社会において、文化芸術は相互理解や心の豊かさを育



大宮八幡宮例大祭宮入宮出の屋台練り（市指定文化財）

む上できわめて重要な役割を果たすものです。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中でも、文化芸術活動は制限を設けながらも活動の続けるだけではなく、ポストコロナ時代を見据えた文化芸術の在り方を考えていく必要もあります。

（２） 計画策定の趣旨

市民が芸術・学習・歴史・風土・伝統に対する関心を高め、主体的に文化芸術活動に取り組むことができれば、人と人との交流や共有の輪が広がり、日常の生活に潤いや豊かさが生まれ、生きがいづくりにもつながっていきます。また、家庭での文化的な営みが育まれれば、文化を通じて家族、隣人、地域の人たちとの対話や交流が促進され、やがて心豊かな地域社会を作り上げていくことができると考えます。

文化芸術をいかしたまちづくりを目的に、文化芸術活動を通じて、「生きがい」「楽しみ」「共生」を感じるとともに、私たちが暮らす三木市の「芸術」「歴史」「伝統」の文化的価値を再認識し、「他者に誇れるわがまち文化」を育むため、その指針となる「三木市文化振興計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 三木市文化振興計画の位置づけ

我が国においては、平成13（2001）年に「文化芸術振興基本法」が制定されましたが、従前の文化芸術振興政策のさらなる充実のみならず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を包含し、文化芸術により生み出された価値を継承、発展、活用させていく課題に対応するため、平成29（2017）年6月23日に「文化芸術基本法」として公布、施行されました。また、政府は、この改正法¹の規定に基づき、文化芸術施策の総合的・計画的な推進を図るため、平成30（2018）年3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」を策定しました。

兵庫県では、平成23（2011）年12月改訂の「21世紀兵庫長期ビジョン」を踏まえ、芸術文化で人や地域を元気にし、未来を開く社会の実現を目指し、「第3期文化芸術振興ビジョン」を令和3（2021）年3月に策定しました。



さつき展（道の駅みき）

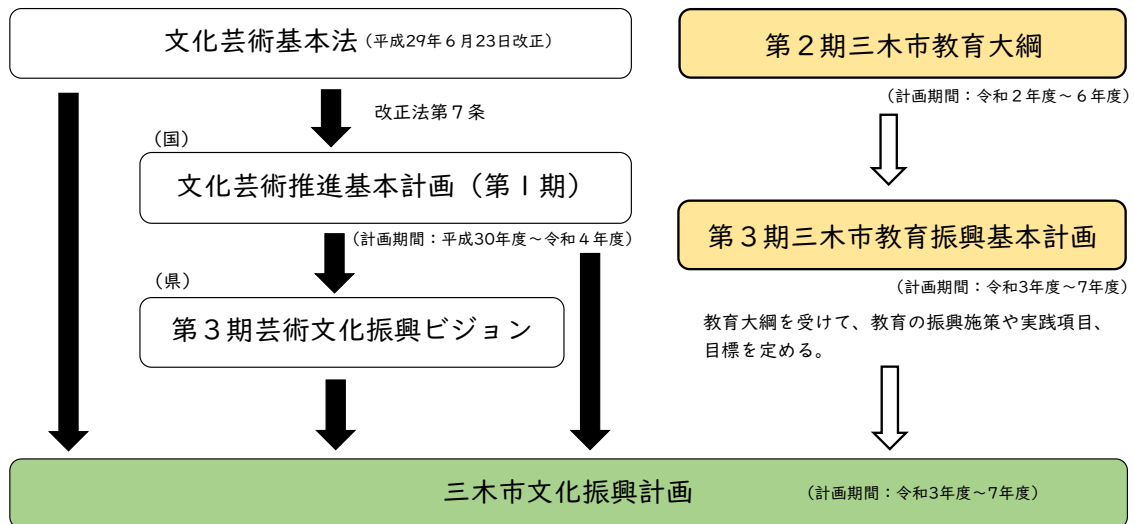
本計画では、改正された文化芸術基本法、文化芸術施策の総合的・計画的な推進に関する基本的な方向性が示された国の「文化芸術推進基本計画（第1期）」や、兵庫県の「第3期芸術文化振興ビジョン」を参照しつつ、令和3（2021）年2月に策定された「第3期三木市教育振興基本計画」の分野別計画と位置づけ、市民文化の高揚を図り、多様な文化活動を通じて生涯にわたって文化芸術に親しむ心を育てるとともに、市内に存在する文化遺産や地域に伝わる伝統事業を活用した文化振興を、学校教育を含めた日常生活に根ざしたものに発展

できるよう努力することにより、市民のふるさと意識の醸成と郷土愛を育み、三木市総合計画に定められた「誇りを持って暮らせるまち 三木」の実現を目指します。

なお、「三木市文化振興ビジョン」は、平成29年の文化芸術基本法改正よりも以前の平成21（2009）年に策定されたもので、本計画とは別の計画として位置づけています。

¹ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）

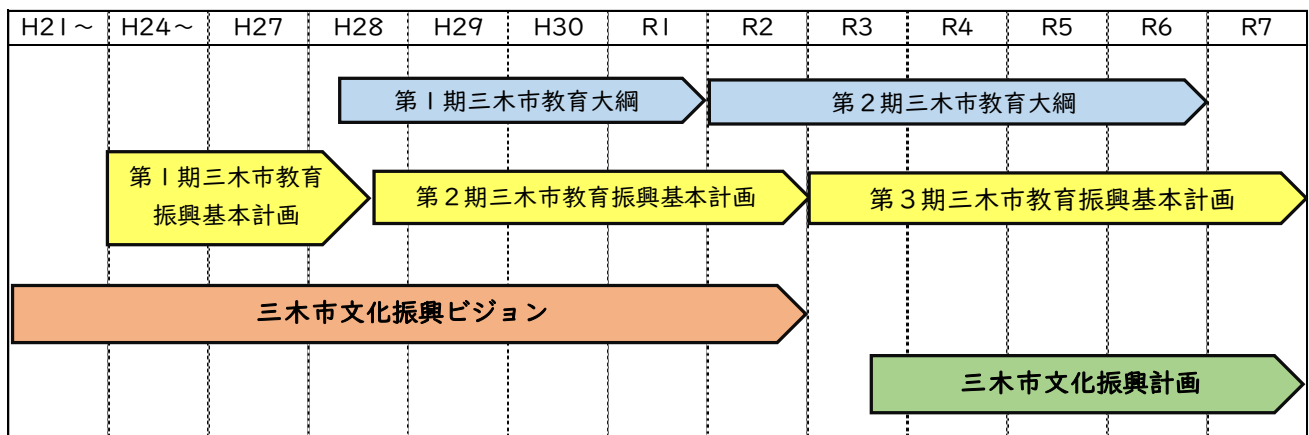
三木市文化振興計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画は、「第3期三木市教育振興基本計画」と同じく令和7年度までの5か年を目標として、教育活動の中でも特に文化の振興を図ることとし、必要に応じて、本市における文化的ニーズや社会動向を踏まえながら、見直し・検証を行います。

三木市における文化芸術施策の流れ



(3) 他団体（文化団体）との関連・連動

本計画の趣旨や方向性を念頭に、市民と行政及び文化振興財団と市内各文化団体が文化振興の目的を共有し、それぞれが実現主体となって「誇りを持って暮らせるまち 三木」づくりに取り組んでいきます。

第3節 文化芸術の領域

本計画における文化芸術の範囲は、原則として文化芸術基本法第8条～14条²に規定され、かつ、本市の実情に即したものとします。

分 野	例 示
芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財など	有形・無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

² 条文の詳細については、資料編【資料6】参照。

第2章 文化芸術を取り巻く現状

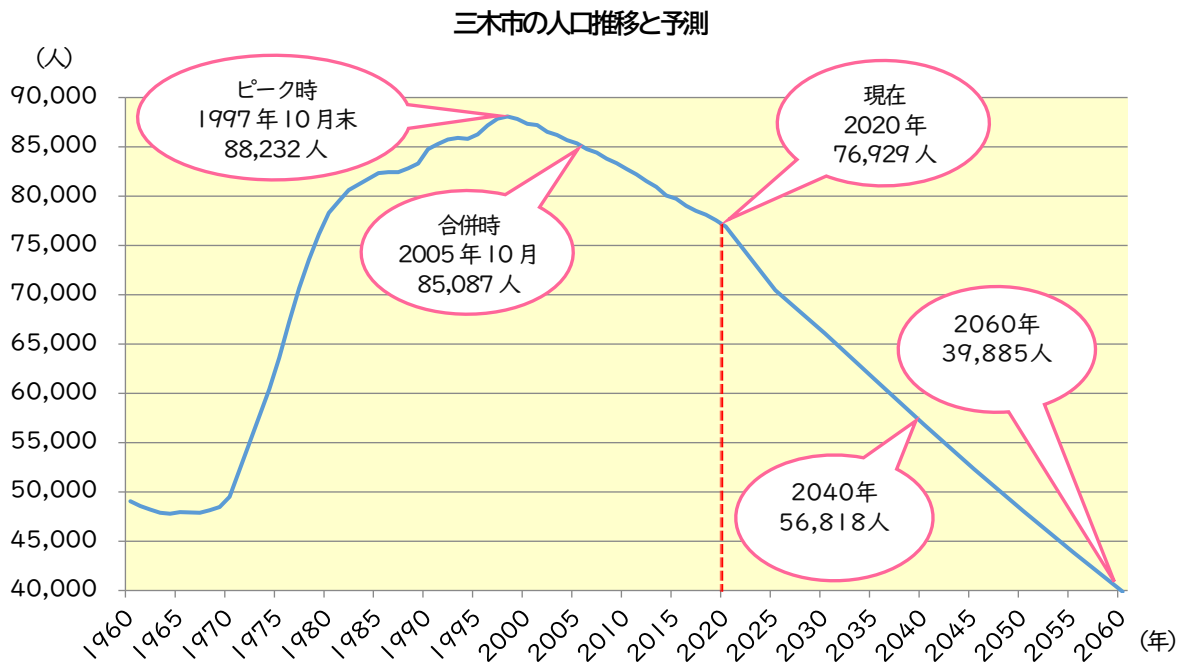
第1節 三木市の現状

(1) 三木市の地勢

三木市は、美囊川や緑の山々など豊かな自然環境と伝統に培われたまちです。戦国時代には別所氏の居城である「三木城」がありました。豊臣秀吉との「三木合戦」では、2年間に及ぶ過酷な兵糧攻めの末、飢えに苦しむ家臣・領民の助命を条件に自害したとされる別所長治が有名です。江戸時代後期には商工業、特に金物産業が発展しました。その後、平成17（2005）年には隣接する吉川町と合併し、酒米である山田錦の主産地となり、三木金物ブランドとともに有名になりました。このように古くからの伝統が健在で、山田錦を中心とする農業も盛んです。また、西日本一のゴルフ場数を誇っており、「三木ホースランドパーク」「山田錦の館」「吉川温泉よかたん」「ネスタリゾート神戸」「三木総合防災公園」「三木山森林公園」など観光資源も多彩に揃っています。

昨今、美囊川の清き流れと緑の山々に囲まれたのどかな田園風景と自然環境に恵まれた地域でありながら、高速道路や公共交通機関も整備され阪神間とのアクセスも容易なことから、適度な田舎暮らしを楽しみながらも都市部ともつながれるまちとして注目され、特徴ある文化が生まれる可能性も秘めています。

(2) 人口減少社会と「人生100年時代」の到来



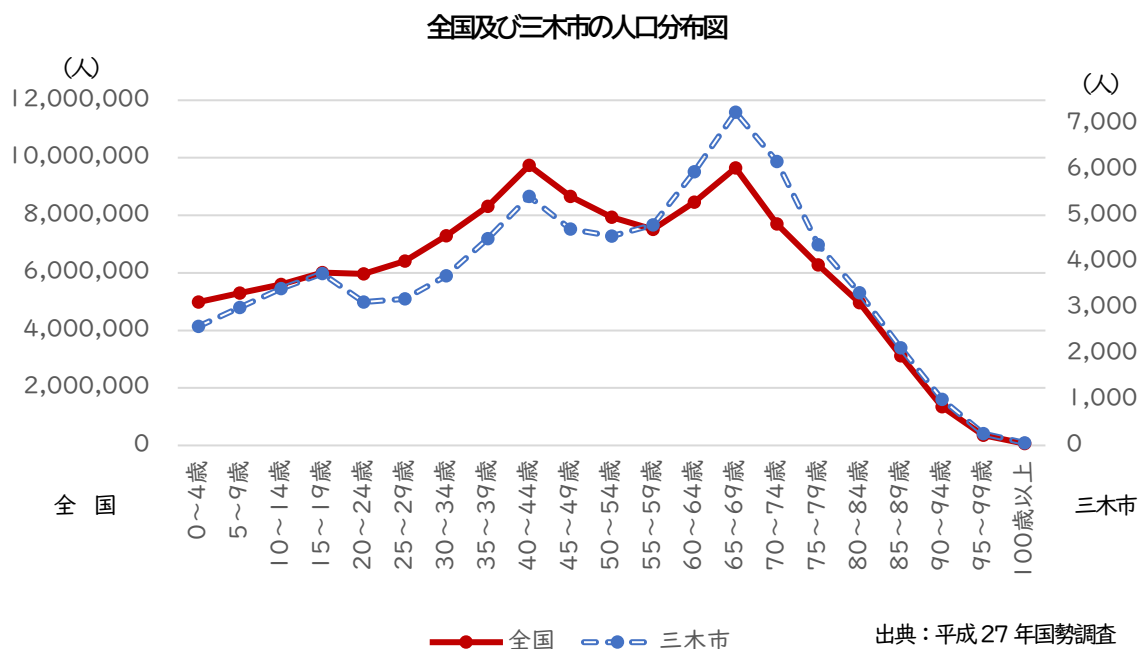
1960-2020年：住民基本台帳(各年3月末)
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所推計
三木市創生計画人ロビジョン(企画政策課作成)をもと
に教育総務課作成

日本の人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、令和12（2030）年には20～30代の世代が約2割減少し、65歳以上の割合が3割を超え、加速度的に人口減少が進むと予想されています。

一方、本市では、国の人口が減少に転じた時期よりも11年早く、平成9（1997）年10月末の人口88,232人をピークに減少に転じ、その後は、若者世代の転出や出生率の低下などにより減少傾向が続いています。

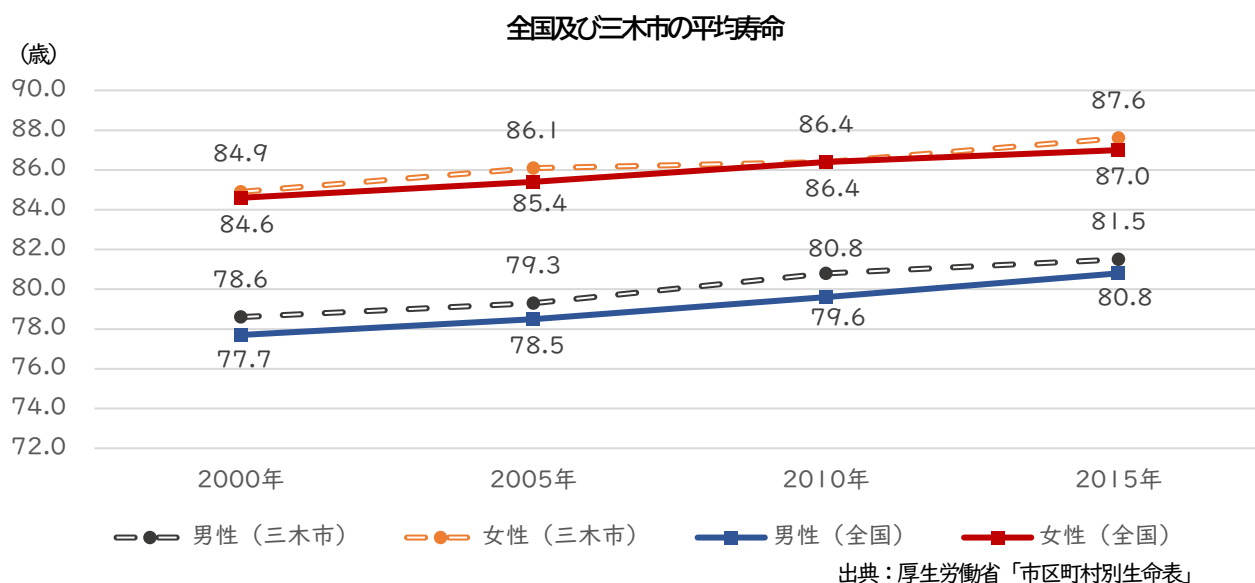
市全体の高齢化率は、平成22（2010）年で24.9%、平成27（2015）年で29.6%、令和2（2020）年で33.8%（各年3月末現在）となっており、この10年で8.9%上昇しています。

こうした現状を踏まえ、本市においても平成27（2015）年に「三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略」を策定し、これに基づき、まちの未来の展望を開くための取組を推進しています。



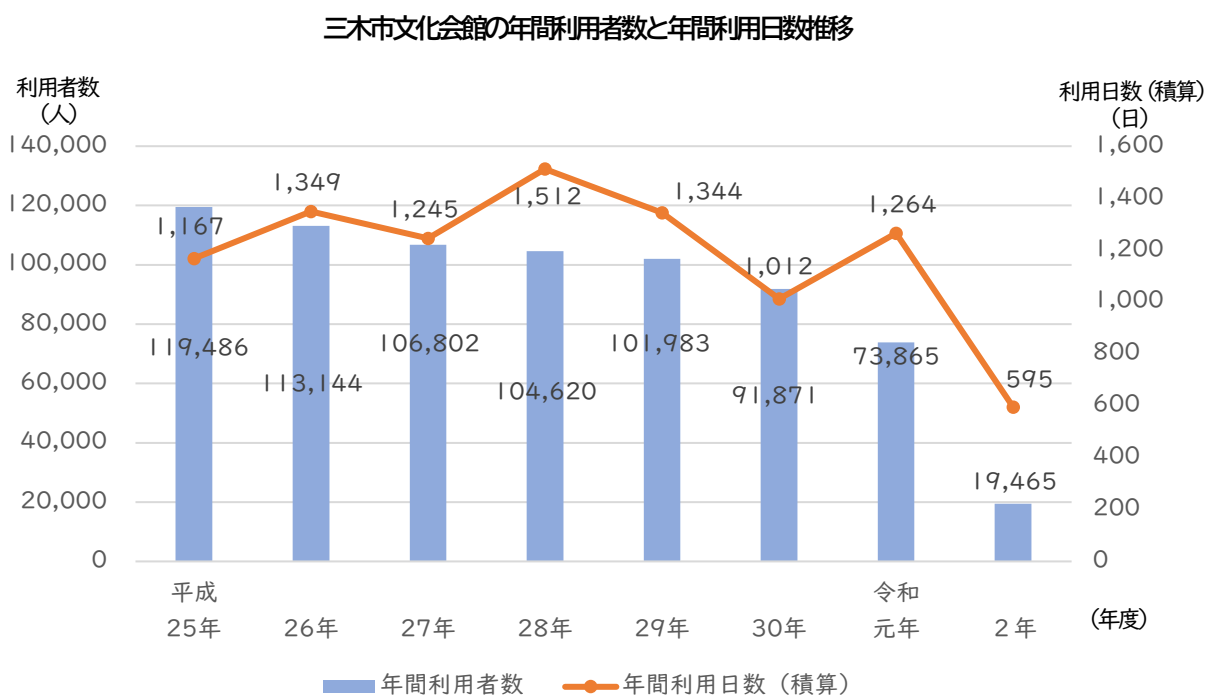
医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命が著しく伸び、人生100年時代の到来が予想されています。本市の平均寿命は、平成12（2000）年には男性78.6歳、女性84.9歳（全国平均は、男性77.7歳、女性84.6歳）でしたが、平成27（2015）年には男性81.5歳、女性87.6歳（全国平均は、男性80.8歳、女性87.0歳）となり、長寿命化が進んでいます。今後、長い生涯の中で複数の仕事を持つことや、退職後にボランティアなどの地域や社会の課題解決のために活動することが、より一般的になると考えられます。

こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識や技能、思考力や判断力、表現力等、学びに向かう力や人間性等の涵養といった資質、能力を身に付けることに加え、人生100年時代をより豊かに生きるために、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域社会の課題解決のための活動につなげていくことが望まれています。



（3） 文化芸術を取り巻く三木市の現状

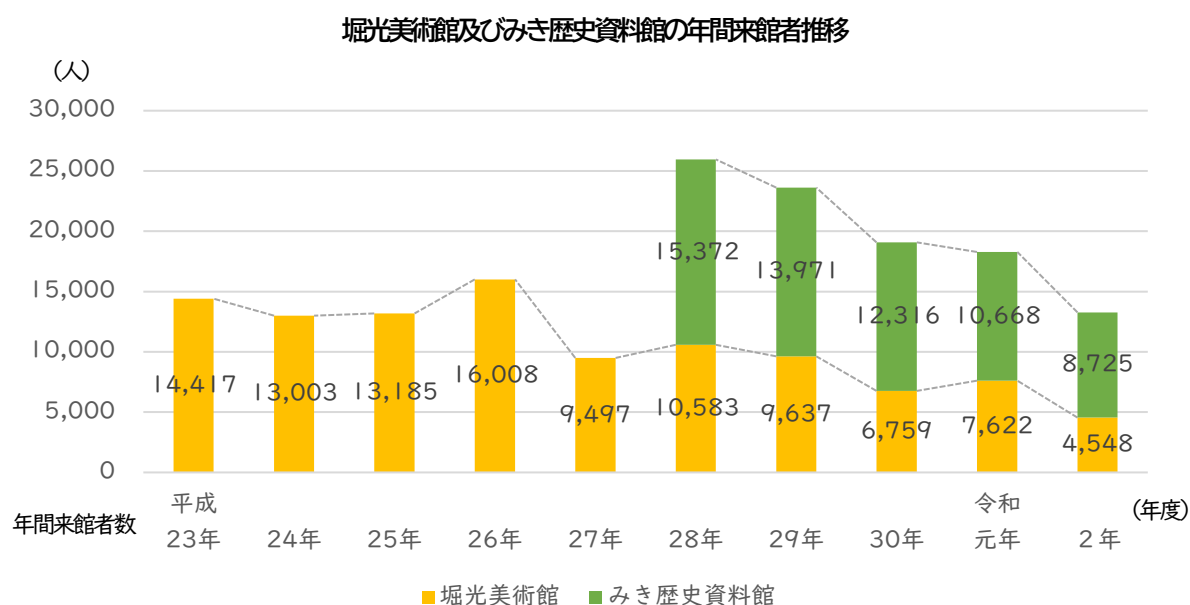
三木市文化会館³では、大ホール等の稼働率が変動因子となり利用者数、利用日数ともに大きな影響を受けるという施設の特性はありますが、会館内施設で利用のあった日数を積算した利用日数には増減があるものの、年間利用者数は減少の一途をたどっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響は、令和元（2019）年度末より利用自粛として表れ始め、緊急事態宣言に伴う臨時休館期間のあった令和2（2020）年度には、年間利用者数、年間利用日数ともに大きな影響を受けています。



3 三木市文化会館は、昭和61（1986）年4月12日開館。会館内には、大ホール（1,288席）、小ホール（537席）、ふれあいホール、展示室、会議室、練習室、和室等を備えた複合文化施設。

堀光美術館⁴及び平成28年5月5日に開館したみき歴史資料館⁵の年間来館者数については、年度ごとでは増減はあるものの、全体としては減少傾向にあります。特に、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、両館ともに臨時休館の措置が取られ、企画展の中止・期間変更を余儀なくされたこともあって減少率が拡大し、第3期三木市教育振興基本計画で掲げた目標値⁶の達成に向けた取組を行っていく必要があります。

三木市文化会館では、施設・設備の老朽化に伴い該当施設の使用を一時的に見合わせ、平成30（2018）年度に大ホール照明や受電設備、令和元（2019）年度には小ホール舞台照明設備改修工事を実施したため、利用者数や利用日数に影響を及ぼしましたが、こうした老朽化の懸念は他の2館にも共通しています。こうした施設・設備の維持管理や老朽化対策に加え、ポストコロナ時代を見据えながらも、より質の高い企画展やイベントの開催や、展示内容を工夫し、来館者の増加を目指していく必要があります。



三木市文化会館

4 堀光美術館は、昭和57（1982）年7月2日開館。1階及び2階に展示室をもつ文化施設。

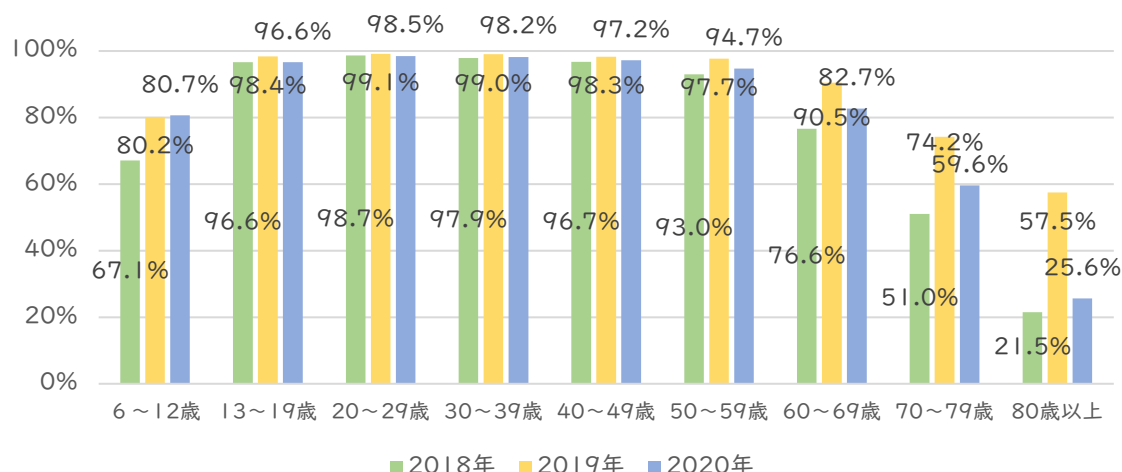
5 みき歴史資料館は、昭和57（1982）年7月1日に開館した旧三木市立図書館の建物を利用し、1階に常設展示室、2階に企画展示室を備えた文化施設。

6 堀光美術館は10,000人、みき歴史資料館は15,200人を計画最終年度である令和7年度の目標値として設定。

(4) 情報発信の多様化

情報通信技術（ICT:Information and Communication Technology）の急速な発達と普及は、情報発信の多様化を実現してきました。本市でも、従来のポスター・チラシや広報誌といった紙媒体だけでなく、市ホームページやSNS等も活用した市内外に向けての市政情報発信に努めていますが、後述の三木市文化振興意識調査結果の分析においても、文化芸術情報の主な入手方法として挙げられるなど一定の役割を果たしているとはいえ、まだ改善の余地を残す結果となっています。

年齢階層別インターネット利用率



出典：総務省「通信利用動向調査」（2020）

こうした中で起こった新型コロナウイルス感染症の拡大は、平成30（2018）年6月に閣議決定された国の『第3期教育振興基本計画』にも示された、仮想空間と現実空間との高度な融合により創造された新たな価値が経済発展と社会的課題を両立していく超スマート社会（Society5.0）の実現に向けたさらなるデジタル革新の訴求に加え、持続可能な開発目標（SDGs⁷）への関心を高めたともいわれています⁸。こうした時代の変革期における情報発信について、令和2（2020）年3月に策定した『三木市総合計画』では、担当課による事業の十分な周知や広報を徹底し、市民が市の情報を入手しやすい環境を醸成するとともに、的確なニーズの把握と新たな情報発信ツールの活用などを検討するとしています。

本計画でも、ツイッターをはじめとするSNSによる情報発信など発信媒体の多様化に加え、ICTを活用した市民のニーズの的確な把握を模索します。また、ICTを活用した新たな情報発信や情報受信になじみの薄い層が高齢者層を中心にまだ多いという現状を踏まえ、従来の情報発信手段についても内容の充実やわかりやすさを追求し、情報入手機会のさらなる創出を図ります。

7 SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された行動計画で、17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さない社会の実現を理念としている。

8 『令和3年版 情報通信白書』でも、「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究（総務省2020）」を引用し、こうした傾向を指摘している。

第2節 三木市文化振興意識調査

(1) 調査目的

三木市の文化芸術、文化財や祭礼・伝統行事といった地域の文化遺産についての市民の意向を把握し、基礎資料にするため三木市文化振興意識調査⁹を実施しました。特に今回は、市民の文化に対する基本的な考え方や市の既存文化施設（三木市文化会館、歴史資料館、美術館など）の利用についても調査しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた文化芸術活動に対する個人の状況や考え方も聞いてみました。



企画展（堀光美術館）

(2) 調査方法

18歳以上の市民を対象に、令和3（2021）年6月18日～7月7日までの期間、郵送配布、郵送回収の形式で実施しました。

配布数は1,000、回収は409、有効回収率は40.9%となりました。

(3) 調査結果の分析

文化芸術活動への参加が半数程度にとどまっており、その頻度も年1～3回の割合が大部分を占め、長期にわたって活動されていることが窺えることから、祭礼や伝統行事・芸能といった地域の文化遺産への参加を想起しての回答だったのではないかと考えられます。このことは、「三木市の文化として思い浮かぶものは」との問いに対して、「秋の祭礼（地域ごとの秋祭り）」と答えた方が最も多かったことから推測できます。一方、文化芸術活動に参加されていない方の理由として、多くの方が「そういった活動に割く時間的な余裕のなさ」を挙げられており、現代の日常生活が多様化し、ゆったりとした時間の中で文化芸術に触れる機会が失われていると推測されます。また、次に多く挙げられている「活動内容が不明」については、市や各施設が行っている広報誌、ポスター・チラシだけでなく、ホームページ等での情報発信、広報活動は一定の役割を果たしているとはいえ、改善の余地を浮き彫りにする調査結果となりました。

三木市文化会館をはじめとした文化芸術施設の利用については、利用経験のない方が多くを占める結果となりました。「利用したことのない理由」として、約70%の方が「三木市文化会館を知らない」、

⁹ 三木市文化振興意識調査結果の詳細については、資料編【資料1】参照。



常設展示室（みき歴史資料館）

術活動に関わっていない」といった意見もあり、地域に残る文化財や文化遺産だけではなく、文化芸術についても学校教育との連携・協働の必要性が見えてきました。

最後に、コロナ禍によって音楽・美術といった文化芸術、文化財や地域の文化遺産への必要性が再認識される結果となり、ポストコロナ時代も見据えながら、人々が紡ぎ、その営為の中で伝えられてきた文化芸術における振興計画を策定するに当たり、これらの結果を踏まえた施策を図っていきます。

または「立地条件の悪さ」を挙げられており、案内標識等の設置だけではなく、周知の面からも課題を解決していく必要があります。秋祭りをはじめとする地域の文化遺産については、約70%の方が認識されていますが、行事への参加の有無については回答が二分する結果となりました。少子高齢化が進行する中、地域の文化遺産を次世代へ保存・継承していくことが急務であり、保存・継承を望む声も多く聞かれています。また、「子どもや若者世代が文化芸術

堀光美術館



みき歴史資料館

第3節 国や県の文化芸術政策

(1) 国

我が国においては、新しい「文化芸術基本法」の下、平成30（2018）年3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」が策定され、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承・発展や創造に活用し、「文化芸術立国」の実現を目指しています。

文化芸術推進基本計画（第1期）の概要

基本目標

文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる

計画期間

平成30（2018）年度～令和4（2022）年度の5か年

目 標

1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、すべての人々に充実した文化芸術活動の参加機会が提供されている。

2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

戦 略

- 1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- 4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- 5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- 6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

(2) 県

兵庫県では、平成23（2011）年12月改訂の「21世紀兵庫長期ビジョン」や令和2（2020）年度までの5年間を計画期間としていた「第2期芸術文化振興ビジョン」の検証結果を踏まえ、「第3期文化芸術振興ビジョン」を令和3（2021）年3月に策定し、芸術文化で人や地域を元気にし、未来を開く社会の実現を目指しています。

第3期芸術文化振興ビジョンの概要

基本目標

芸術文化立県ひょうご

～芸術文化で人や地域を元気にし、未来を開く社会の実現～

計画期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度の5か年

基本方向

1 芸術文化を創造・発信する

- 芸術文化を担い、育て、つなげる人材を育成する
- 芸術文化の拠点機能を高める
- 芸術文化の発信力を強化する

2 芸術文化の“場”を育て広げる

- 地域で多様な“場”を育てる
- 芸術文化による社会包摂の実現
- 青少年が本物の芸術文化に親しむ

3 文化力を高め、地域づくりに活かす

- 芸術文化資源の掘り起こしと文化力の向上
- 地域資源を活用した地域の元気づくりの推進

4 みんなで支え、総合的に取り組む

- 県民自らが芸術文化を支え育てる
- 県民、団体、企業、行政等の各主体の連携体制を強化する

5 ポストコロナ社会への対応

- デジタル革新の加速と本物の享受・地域活動の展開を踏まえた芸術文化活動の継続・発展

重点取組項目

- 芸術文化の創造・発展に向けた人材育成と新たな技術（ICT）の活用
- 県民誰もが身近に本門の芸術文化に親しめる環境の充実
- 芸術文化資源を通じた地域の活性化
- 芸術文化を支える連携体制の強化

第3章 文化振興計画の基本理念及び方針

第1節 基本理念

誇りを持って暮らせるまち 三木

第3期三木市教育振興基本計画では、「人生100年時代」を見据え、すべての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活動できる社会を形成することが求められています。文化芸術の振興を図ることで、市民一人一人が生涯を通じて豊かに生きる喜びや感動を得るとともに、豊かな心を育むことができる環境を整備します。

三木市では、これまでも市民の多様な文化芸術活動の促進や参加機会の提供を推進していくとともに、文化財や地域の文化遺産についても保存、継承に向けた施策を進めてきました。

本計画においては、基本方針に挙げた6つの観点から、これまで行ってきた施策や意識調査結果から浮かび上がった課題の解消を図り、文化芸術のさらなる振興と普及を進め、個々の小さな文化芸術についての活動や関心が、やがて家族や地域へと広がり、三木市に温かく優しい、そして、力強く渦巻く流れる文化の風となって、市民の誰もが心豊かに暮らせる「誇りを持って暮らせるまち 三木」を目指していきます。

第2節 基本方針

基本理念を踏まえ、次の6つの基本方針に沿って取組を展開していきます。

1. 豊かな自己実現を図る文化芸術活動の推進

- ・ 文化芸術に触れ、親しむ機会や活動に参加する機会を提供し、文化の向上に寄与する各種事業の開催や充実に取り組みます。
- ・ 文化芸術団体の運営補助を行うなど、文化芸術活動や文化芸術団体の育成に取り組みます。

2. 文化芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用

- ・ 地域の文化芸術の振興普及に貢献された方や顕著な功績のあった方、展覧会やコンクールで優秀な成績をおさめられた方を顕彰・表彰するなど、活動を広く周知し、本市の文化芸術の振興と普及を図ります。

3. 文化会館や美術館における文化芸術事業の企画と開催

- ・ 三木市文化会館では、市民参加型事業を継続して実施し、文化芸術の普及振興を図ります。
- ・ 堀光美術館では、地域の美術文化の拠点施設として、幅広い年代の市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、創作活動への支援や地元作家の育成を図り、本市の芸術活動の推進と地域文化の振興を図ります。

4. 地域資源をいかした文化の振興

- ・ 地域に伝わる伝統行事や伝統文化、生活や産業に関わる歴史的な資産を保存・継承していくことにより、地域文化の振興を図ります。

5. 文化財保護の推進と活用

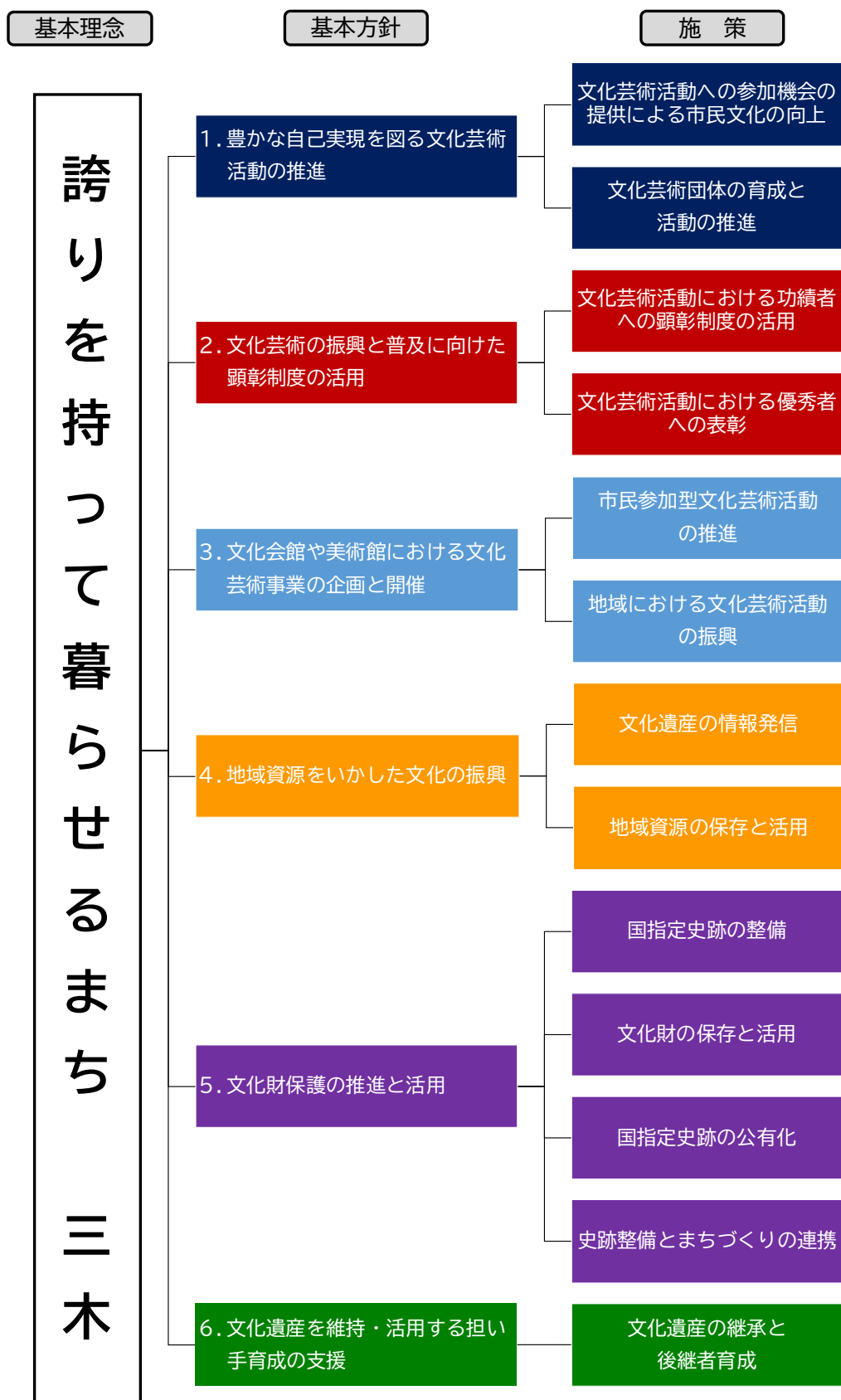
- ・ 市民の貴重な財産として、史跡、文化財などを保護するとともに、「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の年次計画に従い各種事業を実施することにより史跡を整備し、歴史文化遺産をいかしたまちづくりに繋げていきます。

6. 文化遺産を維持・活用する担い手育成の支援

- ・ 古くから伝わる地域文化や伝統文化に関心を深められるよう、伝統行事や史跡、文化財に触れ、親しむ機会を提供するとともに、文化団体を担う次世代の人材育成を支援します。

第3節 体系

基本理念の実現に向け、計画的に施策を図っていきます。



1. 豊かな自己実現を図る文化芸術活動の推進

(1) 文化芸術活動への参加機会の提供による市民文化の向上

① これまでの取組と課題

- 創作活動の継続と意欲向上を図るため、市民を対象とした「三木市展」や、園児から高校生までを対象とした「みなぎの書道展」などの公募展を開催しました。
- 一流作家の作品展示や舞台公演の主催に努めてはいますが、組織的・費用的な課題があります。

② 取り組むべき施策

- 吹奏楽祭、芸能祭、三木市展やみなぎの書道展などの様々な世代の日常的な創作・発表の活動を支援するため、市内各所で展示の場や機会を提供します。
- 学校や地域を通じて、地域の芸術家と交流する機会や文化芸術資源に直接触れる実演を見学する機会等を提供します。
- 認定こども園、保育園や幼稚園等の就学前の学びの場でも、子どもが文化芸術に触れられる環境づくりに努めます。
- 生涯学習や多世代交流、イベント等を通じ、高齢者や障がいのある人、外国人等が文化芸術を鑑賞・参加する機会を設けます。
- 質の高い鑑賞機会の提供、多様な手法により文化芸術に触れる機会のない市民との接点を作ります。
- 地域の施設、廃校舎や空き店舗など、各地域の既存施設の活用や、地域に出向いた講演や展示により、市民が身近な場所で文化芸術を楽しめるよう図ります。
- 市民が親しみを持って各施設を利用できるよう、各施設の特性をいかした企画等を実施します。
- 自然豊かな三木市の特性や特産品をいかしたイベント等の開催や、既存のイベントとの連携を図ります。
- 「みなぎの書道展」での書家や高校書道部による実演披露など、既存事業での新たな試みを企画します。
- 郷土愛を醸成していただけるような市民参加型のイベントを企画します。



三木市展（かじやの里メッセみき）

(2) 文化芸術団体の育成と活動の推進

① これまでの取組と課題

- 文化芸術団体の活動支援として補助金を交付するとともに、活動成果の発表機会として、芸能祭や市民合唱祭、吹奏楽祭、さつき展、菊花展などを開催しました。
- 東播磨地域内の各市町文化連合団体で組織される東播磨文化団体連合会に参加し、地域の文化芸術の高揚を図るとともに、発表の場として東はりま芸能祭、東はりまみんよう大会、東はりまコーラス大会、東はりま大茶会、東播磨選抜美術展を開催し、各市町文化連合団体との連携を深めました。

② 取り組むべき施策

- 市民や文化芸術団体などの施設利用者の意見・要望も把握し、利用しやすい環境の整備や、施設運営を図ります。
- 施設・設備について、安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化や耐震改修等に計画的に取り組んでいきます。
- 市民や文化芸術団体へのICTも活用した情報の発信・提供に努めていきます。

2. 文化芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用

(1) 文化芸術活動における功績者への顕彰制度の活用

① これまでの取組と課題

- 令和元（2019）年、市制65周年を記念して文化芸術での功労者へ教育文化功労として表彰し、その活動を広く周知しました。



みなぎの書道展（吉川総合公園 パストラルホール）

② 取り組むべき施策

- 本市の文化芸術の振興と普及を図るため、顕著な功績のあった方や地域の文化芸術の振興と普及に貢献された方を表彰します。
- 文化振興活動事業補助金などによる活動支援により、文化芸術の振興を図ります。
- これまでの「若手アーティスト応援団」に加え、さらに幅広い世代の方々への支援事業を図ります。

(2) 文化芸術活動における優秀者への表彰

① これまでの取組と課題

- 既存の文化芸術賞、文化芸術奨励賞に加え、令和元（2019）年に文化芸術特別賞を新設し、その活動を広く周知しました。

② 取り組むべき施策

- その年の展覧会やコンクールで、特に優秀な成績をおさめられた方に対して文化芸術賞等を授与し、その活動を広く周知していきます。

3. 三木市文化会館や美術館における文化芸術事業の企画と開催

(1) 市民参加型文化芸術活動の推進

① これまでの取組と課題

- 三木市文化会館の指定管理者である文化振興財団と連携しながら、市民参加型事業である「三木第九演奏会」や「みき演劇セミナー」を継続して開催しました。
- 三木市文化会館、堀光美術館やみき歴史資料館等の文化芸術施設において、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、市民の満足を得られるような公演・企画展の開催をどのように行っていくかが課題です。



菊花展（三木市文化会館）

② 取り組むべき施策

- 市内の多様な団体と連携し、イベント時に文化芸術活動の成果を発表する機会を設けるなど、活動者にとってのやりがいを引き出します。
- 三木市文化会館は、三木市の文化芸術の拠点であるとの位置づけにより、公演の企画のみならず、市民参加型の事業を行います。
- 利用頻度の低さが浮かび上がった三木市文化振興意識調査の結果を受け、指定管理者とも連携して的確な市民ニーズの把握に努めるとともに、ハード面も含めた課題に対応した文化施設運営を行い、利用者数の増加を図っていきます。

(2) 地域における文化芸術活動の振興

① これまでの取組と課題

- これまで開催してきたアート・フェス公募展をリニューアルし、若い世代を対象としたアート・ティーン公募展を開催しました。
- 堀光美術館では、みき歴史資料館が開館した平成28年度の入館者数は相乗効果もあり増加しましたが、それ以降は減少しており、より市民に美術に親しみを感じてもらえるような展示内容等の工夫が必要です。

② 取り組むべき施策

- 堀光美術館は地域密着型の美術館として、著名な作家の特別展をはじめとして、本市にゆかりのある作家の作品紹介や若い世代を対象とした公募展などを開催し、美術館の利活用を喚起するとともに、来館者数の増加を図っていきます。
- 文化芸術への関心が高い人も、普段触れあう機会が少ない人も情報を入手・活用できるよう、紙媒体だけでなくICTも活用し、市民のニーズに応じた多様な手段で情報提供を行います。
- 学校教育との連携として、堀光美術館やみき歴史資料館の活用を推進し、文化芸術に触れる機会の創出を図っていきます。
- 学校教育とも連携した子どもが参加できるイベント等の実施により、堀光美術館での子ども向け事業の展開を図っていきます。

4. 地域資源をいかした文化の振興

(1) 文化遺産の情報発信

① これまでの取組と課題

- 三木歴史・美術の杜構想に基づき、「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設として、平成28年5月5日に「みき歴史資料館」が開館しました。
- 市内に残る石造品の調査報告については、これまでに『三木の石造品』として三木、細川、別所の3地区について順次発刊しました。
- 埋蔵文化財関連では、平成31（2019）年に三木市文化研究資料第34集『三木市 埋蔵文化財発掘調査報告書―平成22～28年度―』、令和3（2021）年に三木市文化研究資料第35集『与呂木古墳・与呂木12号墳―与呂木青葉台団地造成に伴う発掘調査報告書―』を発刊しました。
- みき歴史資料館は、企画展の開催とともに、年報・紀要や企画展図録を発刊しました。

② 取り組むべき施策

- 「みき歴史資料館」を情報発信の拠点として、市内で発掘された貴重な遺物の常設展示や、地域に残る歴史的な資産を紹介する企画展の開催など、三木の歴史や文化を広く発信し、市内外からのリピーター拡大に向けて取り組みます。
- あらゆる人が本市の多様な文化財を知り、歴史や伝統文化等に関心や認知が高まるよう、情報の整理や、様々な対象にあった企画の実施等を行い、来館者数の増加を図ります。
- ICTによるユニバーサルデザインに配慮した鑑賞支援技術導入の可能性を探っていきます。

(2) 地域資源の保存と活用

① これまでの取組と課題

- 平成21年に開館した別所ふるさと交流館内の埋蔵文化財展示室に、別所地区で行われた発掘調査で出土した資料等を展示しています。

② 取り組むべき施策

- 市内外の多様な機関と連携し、観光や学校教育、生涯学習等様々な分野で文化財等を活用し、子どもの文化芸術活動への参加を支援していきます。
- 三木市文化振興意識調査でも約3割の方が居住地域の文化遺産について認知されていないため、市内の様々な地域でその土地にゆかりがある地域資源等に触れられる、体験できる場・機会を提供することで地域に残る文化財への関心を高めていきます。

5. 文化財保護の推進と活用

(1) 国指定史跡の整備

① これまでの取組と課題

- 2018（平成30）年3月に国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画を策定しました。
- 平井山ノ上付城跡や這田村法界寺山ノ上付城跡等に史跡説明板、遺構解説板を順次設置しました。
- 平成26（2014）年度に作成した「歴史・美術の杜みゅーじあむマップ」を令和元年12月に「国指定史跡 三木城跡及び付城跡・土塁 ウォーキングマップ」として改訂しました。
- 這田村法界寺山ノ上付城跡について、法界寺側入り口の階段を整備しました。
- イノシシ等の獣害への対策も急務です。
- 国指定史跡の一部には、斜面地が土砂災害警戒区域に設定されており、防災面も意識した整備が必要です。

② 取り組むべき施策

- 国指定史跡の整備については、「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の年次計画及び「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁植生管理計画」に示されている各種事業を着実に実施していきます。
- 三木城二の丸跡に立地するみき歴史資料館及び堀光美術館は、施設設備の老朽化に加え、三木市文化振興意識調査においても立地の悪さを指摘する声もいただいております。整備基本計画や三木市公共施設再配置計画等の市全体の方針も踏まえて維持・管理を進めていきます。



愛宕山古墳（市指定文化財）

（２）文化財の保存・活用

① これまでの取組と課題

- 令和２年度までに22件を市指定文化財として指定しました。また、これまでに市内では国指定7件、県指定13件の文化財が指定されています。
- 指定文化財の修理、防災設備の整備や改修が課題です。

② 取り組むべき施策

- 市内に残る多様な文化財が次世代に維持・継承されるよう、調査や記録、修理を行う等、保存活動を行います。また、必要に応じて文化財保護審議会へ諮問し、市の文化財への指定を行います。特に重要なものについては、国や県に文化財への指定を働きかけていきます。
- 市民に貴重な地域の文化財や文化遺産について関心を持ってもらうため、現地見学会の実施や、維持・保存に向けて文化財保存整備費補助金等による支援を行い、次世代への継承を図ります。

（３）国指定史跡の公有化

① これまでの取組と課題

- 順次実施してきた平井山ノ上付城跡の公有化事業が完了しました。

② 取り組むべき施策

- 這田村法界寺山ノ上付城跡の公有化を進めていきます。

(4) 史跡整備とまちづくりの連携

① これまでの取組と課題

- 三木城本丸跡・二の丸跡の発掘調査及び整備が課題です。

② 取り組むべき施策

- 「遺構整備計画」の策定による適切な史跡整備の推進とともに、まちづくりに関係する機関との連携を図ります。
- 市民のニーズや課題に的確に対応するため、専門知識を有する職員の専門研修への派遣による育成を図ります。

6. 文化遺産を維持・活用する担い手育成の支援

(1) 文化遺産の継承と後継者育成

① これまでの取組と課題

- 伝統行事等保存活動事業補助金（伝統芸能保存活動）、コミュニティ助成事業（祭り屋台保存事業）や地域文化財総合活用推進事業（文化庁文化芸術振興費助成金）等の各種助成制度を活用し、継承基盤である用具等整備とその担い手たる後継者の育成を進めてきました。
- 意識調査では、地域の文化遺産への認知や「文化財や伝統芸能は保存継承していくべき」との意見は多数を占めている一方で、地域の文化遺産そのものへの参加割合は半減しています。伝統文化の担い手の高齢化に伴って団体の休止や解散に至るケースも多くなっている現状では、自分たちの地域で生まれた貴重な伝統文化を保存し、さらに意義あるものとして後世に継承するためには地域の力が必要であり、その力の源泉には結集した個人の力であることを確認できるような仕掛けが必要です。

② 取り組むべき施策

- 親子体験事業などを通し、三木市文化振興意識調査でも半数近くあった関心の薄い層に向けて地域の文化遺産への参加のきっかけづくりを推進していきます。
- 地域に伝わる伝統事業などに触れ、親しむ機会を提供し、文化団体の次世代の人材育成を支援します。
- 本市が推進するふるさと学習を通して、地域に伝わる伝統や文化についての理解を深めるとともに、三木の自然や人、歴史などへの関心を高めて郷土愛の醸成を図ります。

第4章 文化振興計画の推進と進行管理

第1節 振興計画の推進

1 計画の推進体制（行政・人・団体）

本計画の推進にあたり、行政、市民、文化団体が活動・協働することにより、文化資源の価値を高め、文化振興を図っていきます。

2 それぞれの役割と連携

（1） 行政の役割

行政は、文化的な視点から、学校教育や生涯学習を通して質の向上に努めます。国や県の支援制度の情報を研究・活用するとともに、関係団体と協働して文化振興の事業展開を図り、あらゆる課題への打開策を考えていきます。また、文化会館、歴史資料館、美術館、地域の公民館や学校等の公共施設を最大限に活用し、それぞれの分野をいかした拠点づくりを進めます。

（2） 団体活動の役割

文化芸術団体は、人々に「生きがい」や「安らぎ」を与え、文化芸術を通じた人と人の繋がりを形成するため、仕事外や定年退職後の人々へも文化・芸術の機会を積極的に提供していきます。

（3） 市民主体の活動

文化資源を生かした文化芸術活動は、市民主体の活動として各地域に存在します。これらの活動に市民自ら参加・参画することは、地域の絆づくりだけでなく、その地域の歴史・伝統を次世代に継承する重要な担い手ともなります。また、子どもの頃から積極的に参加することは、自らを愛しみ、人や家族を大切にし、さらには地域や町に誇りを持つことに繋がります。自主性・自律性を尊重しながらこうした市民主体の活動と連携を図り、「誇りを持って暮らせるまち 三木」の実現に邁進します。

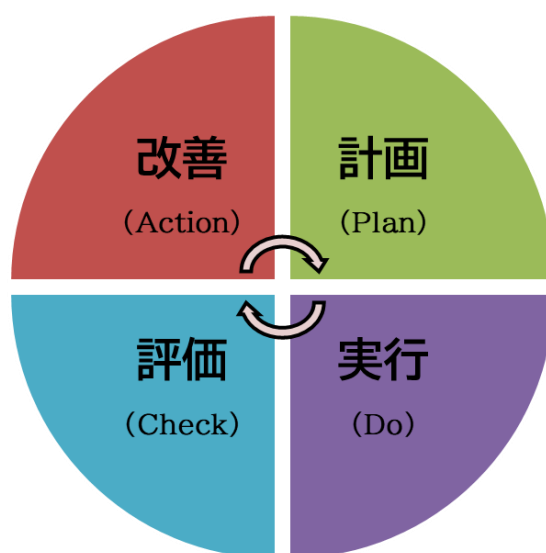
（4） ポストコロナ時代を見据えて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言は、文化芸術事業の中止や延期による機会の喪失のみならず、文化芸術団体の解散や休会にも波及し、大きな岐路に立たされました。しかし、文化・芸術は人の心を豊かにします。文化芸術活動の重要性を再認識した今、私たち人間が連綿として守ってきた文化の木を枯らすことなく次世代へ継承していくため、行政として最良の施策を図っていきます。

第2節 計画の進行管理（中間見直し）

本計画は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5か年としています。

本計画を策定するに当たり、三木市在住の方々を対象にした文化振興意識調査を実施しました。そのご意見は、三木市の文化を発展させるために非常に貴重なもので、文化に対する考え方は様々あっても、文化を守りたいという思いが強く伝わるご意見ばかりでした。三木市の文化振興に向けて本計画の策定をすすめる中で、その時々社会状況を踏まえて本計画の見直しも必要になるかと思えます。そのために今後は本計画を文化芸術団体と共有し、各団体や個人の活動がより活発化することが必要です。その活動の中でご意見をいただき、「誇りを持って暮らせるまち 三木」の実現にむけて適宜本計画の見直しを行ってまいります。



本計画を効果的に推進していくため、基本方針や施策について、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルを踏まえた点検と評価を定期的に行います。

資 料 編

【資料1】

三木市文化振興意識調査結果

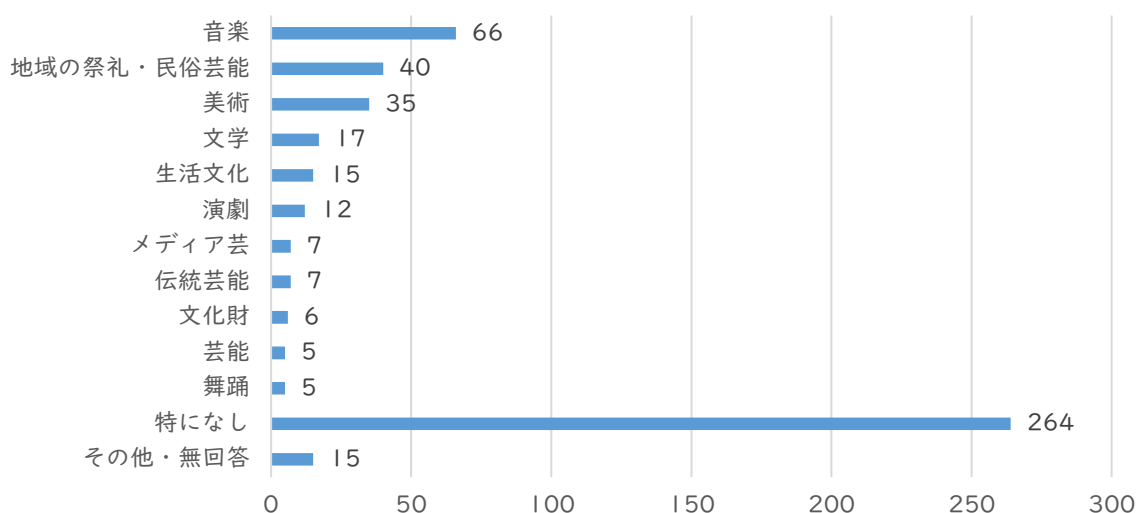
三木市文化振興意識調査結果については、全体と若年層（18歳～30代）¹⁰との間に顕著な相違があった設問についてのみ若年層の調査結果を併記しています。

1 文化芸術活動状況

問1 ここ2年間で主体的に取り組んだ文化芸術活動はありますか

「特になし」が264（64%）と半数強の人が活動していないと回答しています。活動している人は、「音楽」に続いて「地域の祭礼・民俗芸能」の順となっています。

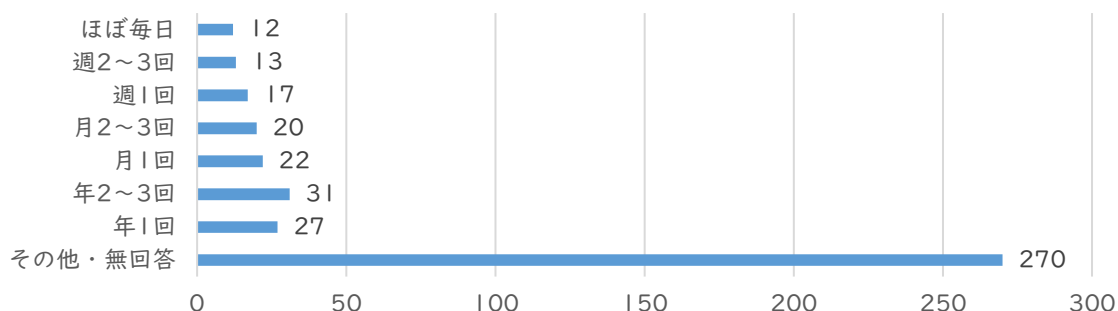
問1 ここ2年間で主体的に取り組んだ文化芸術活動
（3つ選択）



問2 文化芸術活動の活動頻度

「年1回」に続いて「年2～3回」が多く、日々の自主活動というよりも、高度な芸術作品の鑑賞、地域の祭礼に向けた稽古練習や本番への参加と思われます。

問2 文化芸術活動の活動頻度

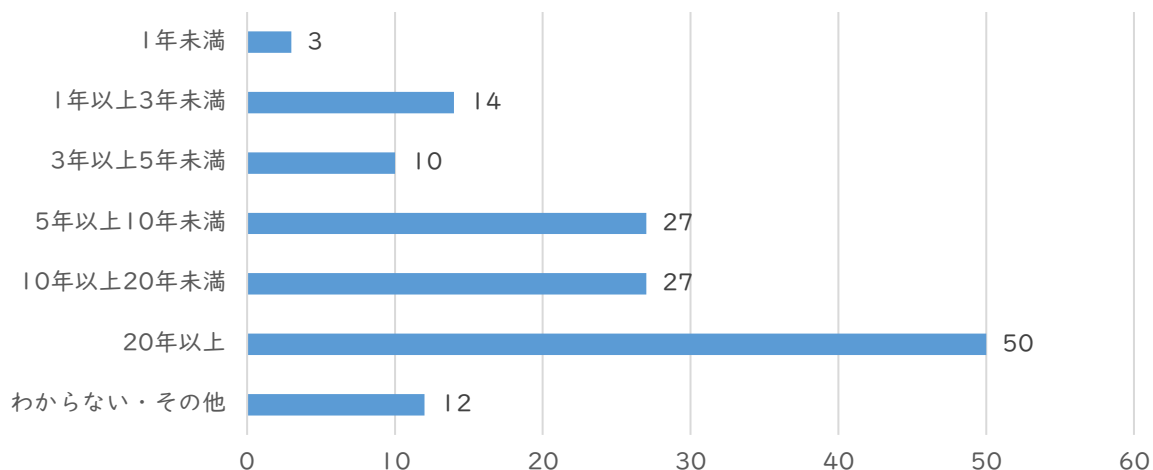


¹⁰ 若年層（18歳～30代）の回収数は63、全回収数の15.4%となりました。

問3 活動期間

「20年以上」が最も多く、続いて「5年～10年以上」となっており、長年継続されています。

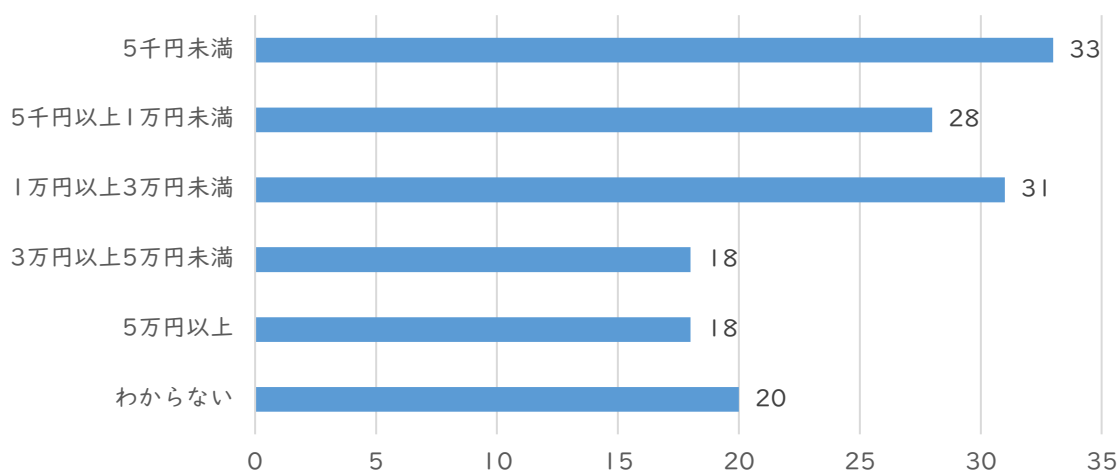
問3 活動期間



問4 年間の活動費用

「5千円未満」～「1万円以上3万円未満」が多数を占めており、比較的安価で活動されています。

問4 活動費用（年間）

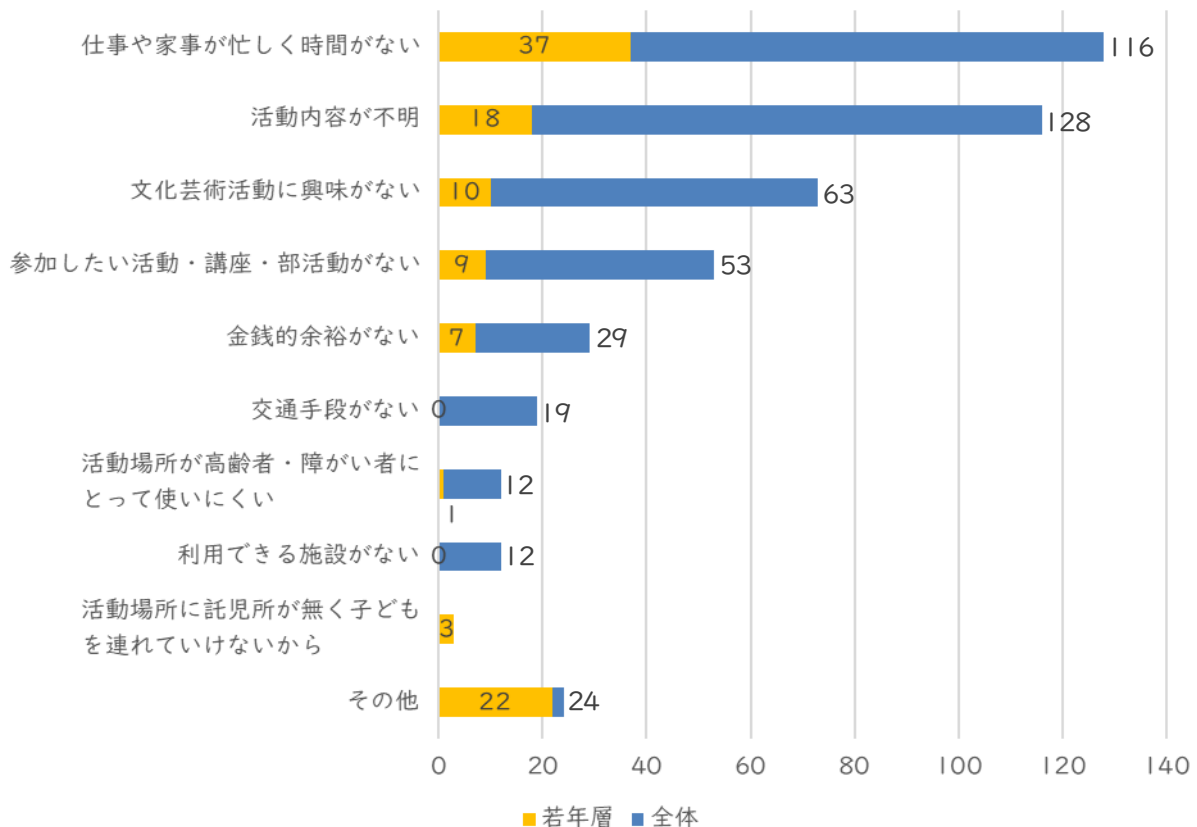


問5 問1の回答で約60%を占めた活動されていない方に参加していない理由は

「仕事や家事が忙しく時間がない」に続いて「活動内容が不明（どのようなものがあるのか）」が多く、次に「文化活動に興味がないから」となっています。

若年層に限ると、やはり「仕事や家事が忙しく時間がない」や「活動場所に託児所がなく子どもを連れていけないから」という意見をあげられていますが、「文化芸術活動に興味がない」という意見の割合は比較的少ない印象を受けます。

問5 文化芸術活動に参加していない理由（3つ回答）

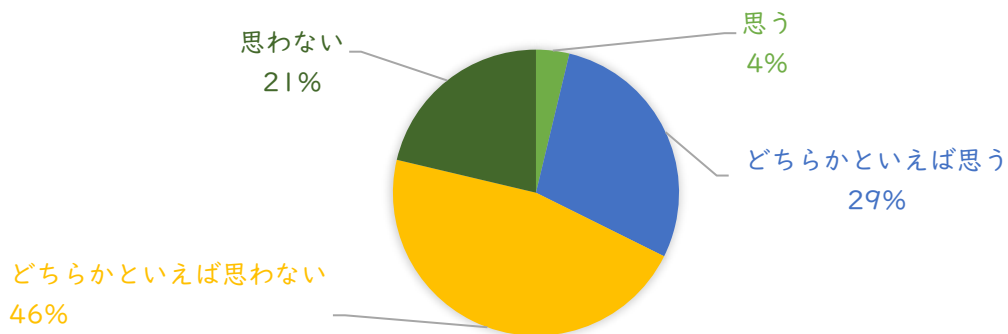


2 三木市の文化芸術に関する市民意識

問6 三木市は文化芸術の盛んなまちだと思いますか

「思わない」「どちらかといえば思わない」が「思う」「どちらかといえば思う」を上回りました。

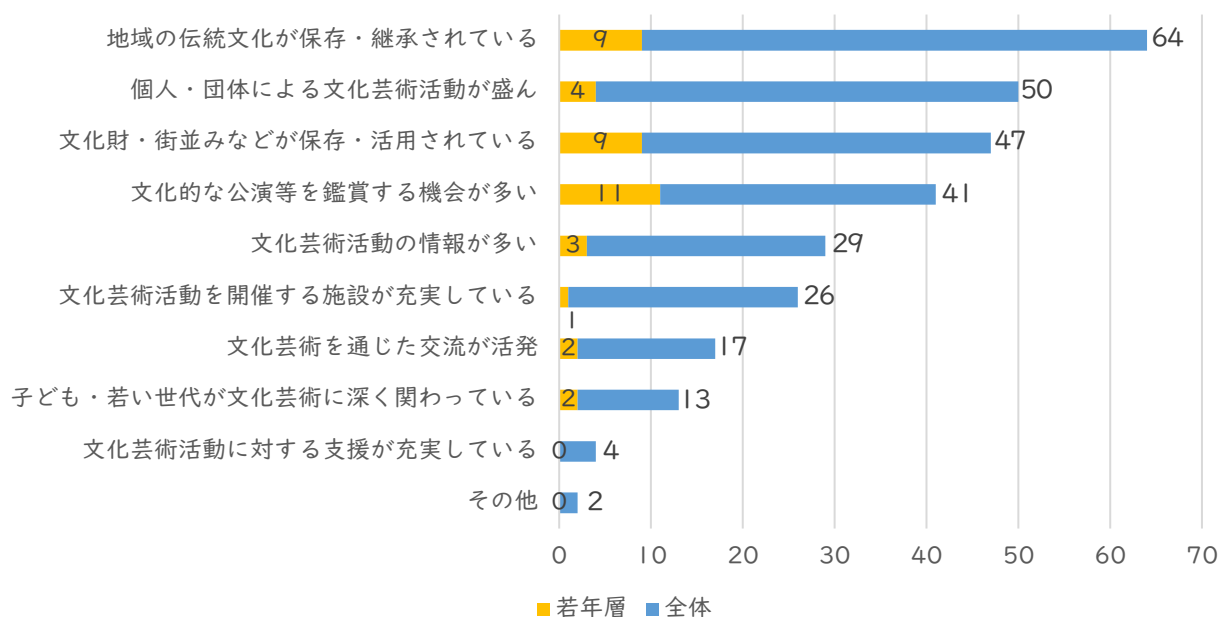
問6 三木市は文化芸術が盛んなまちだと思いますか



問7 三木市の文化芸術の盛んだと思う理由を3つ以内で挙げてください

「地域の伝統芸能が保存・継承されている」は多くの方が挙げられていますが、若年層では「個人・団体による文化芸術活動が盛ん」と答えた方がかなり少なくなっています。

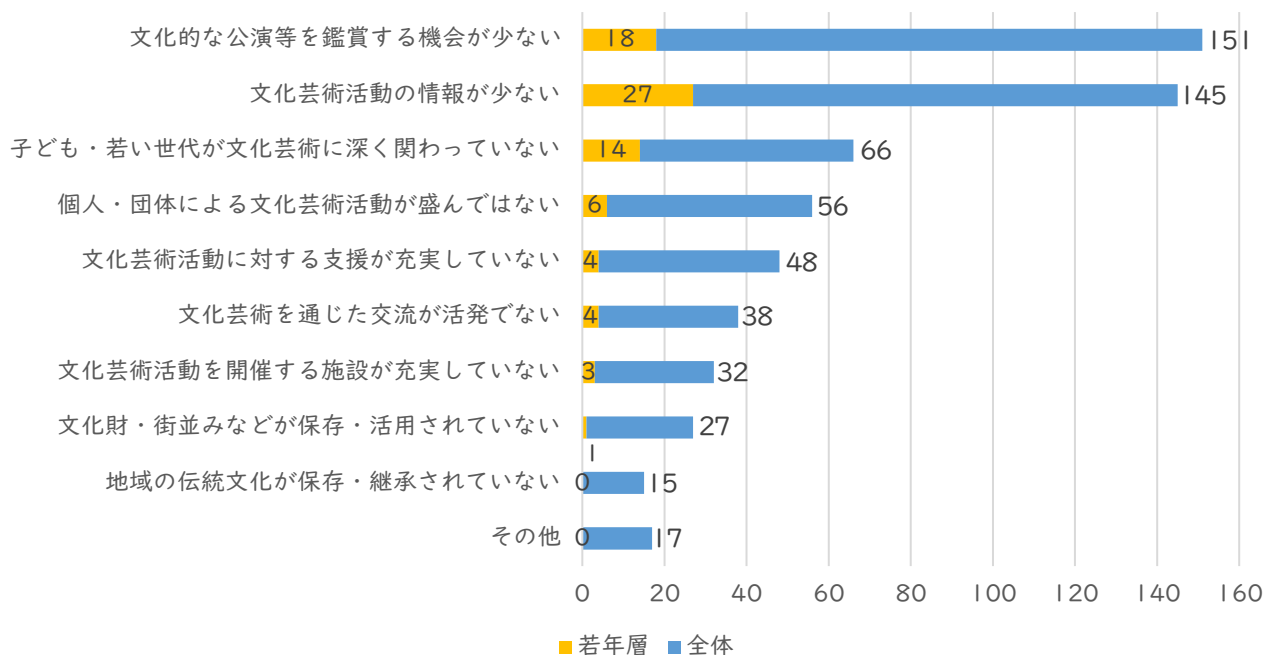
問7 三木市の文化芸術が盛んだと思う理由（3つ以内）
（問6で「思う」「どちらかといえば思う」と回答した人）



問8 三木市の文化芸術が盛んだと思わない理由を3つ以内で挙げてください

「文化的な公演等を鑑賞する機会が少ない」、「文化芸術活動の情報が少ない」を挙げた方が多く、特に若年層では情報不足による機会の喪失の割合が高くなっています。また、「子ども、若い世代が文化芸術に深くかかわっていない」を挙げられた方も多くなっています。

問8 三木市の文化芸術が盛んだと思わない理由（3つ以内）
（問6で「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した人）

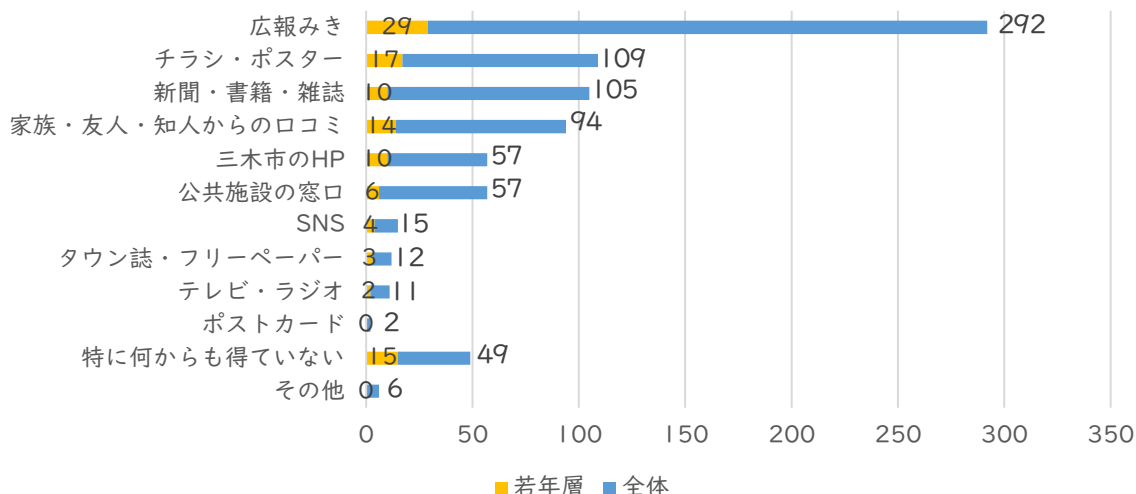


3 三木市の文化芸術情報の入手方法

問9 三木市の文化芸術情報の主な入手方法を3つ以内で挙げてください

全体、若年層ともに同様の傾向がみられましたが、若年層では「家族・友人・知人からの口コミ」の割合が多くなっています。

問9 三木市の文化芸術情報の主な入手方法（3つ以内）



4 三木市の文化意識

問10 あなたが三木市の文化と聞かれて思い浮かぶものは何ですか

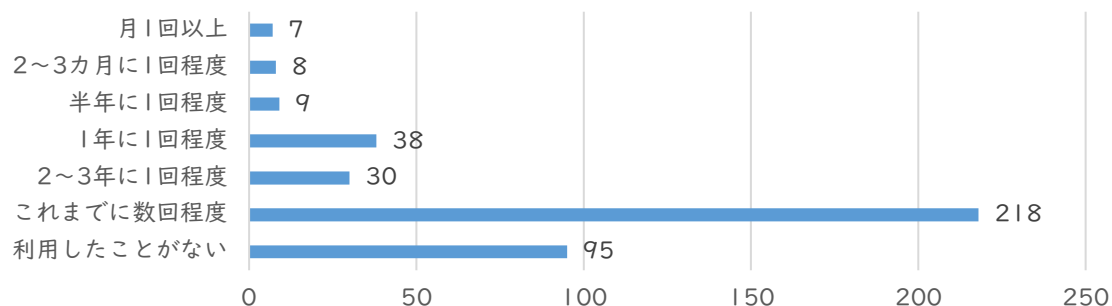
自由回答で50項目程の回答がありました。その中で「秋の祭礼（地域ごとの秋祭り）」75票、「金物、あるいは金物のまちの街並み、風情」70票、「三木合戦に関する史跡や人物」27票の順となりました。それ以外では、「地域の文化祭、神社仏閣、和太鼓、書道」も挙げられていました。

5 三木市文化会館に関する意識

問11 三木市文化会館の利用頻度

「これまでに数回程度」「利用したことがない」の順となっています。「1年に1回程度」については、出演者の応援や自身の出演など定例行事に関連するものかもしれません。

問11 三木市文化会館の利用頻度

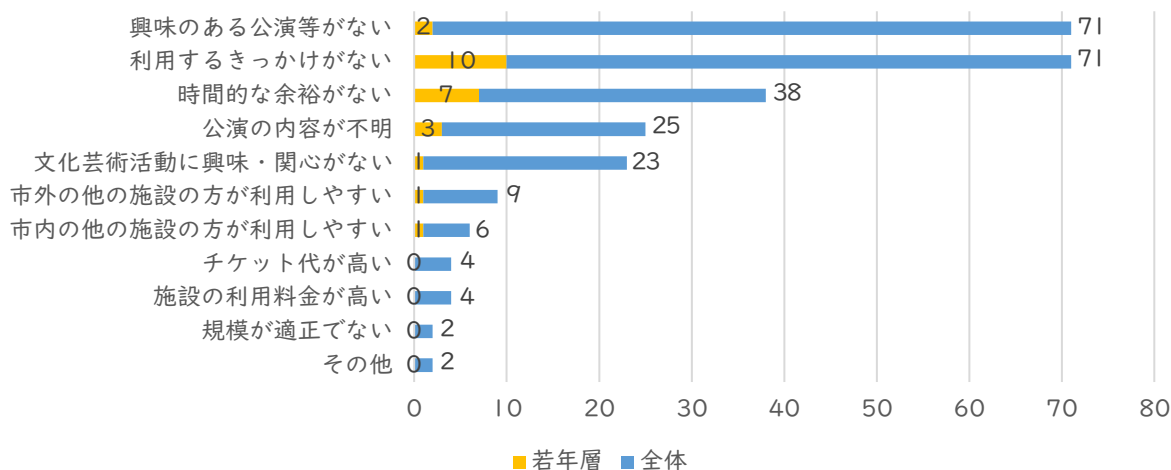


問12 三木市文化会館を利用したことがない理由を3つ以内で挙げてください

若年層では「興味のある公演等がない」が極端に少なく、逆に「利用するきっかけがない」とした方が若年層全体の16%を占めています。

問12 三木市文化会館を利用したことがない理由（3つ以内）

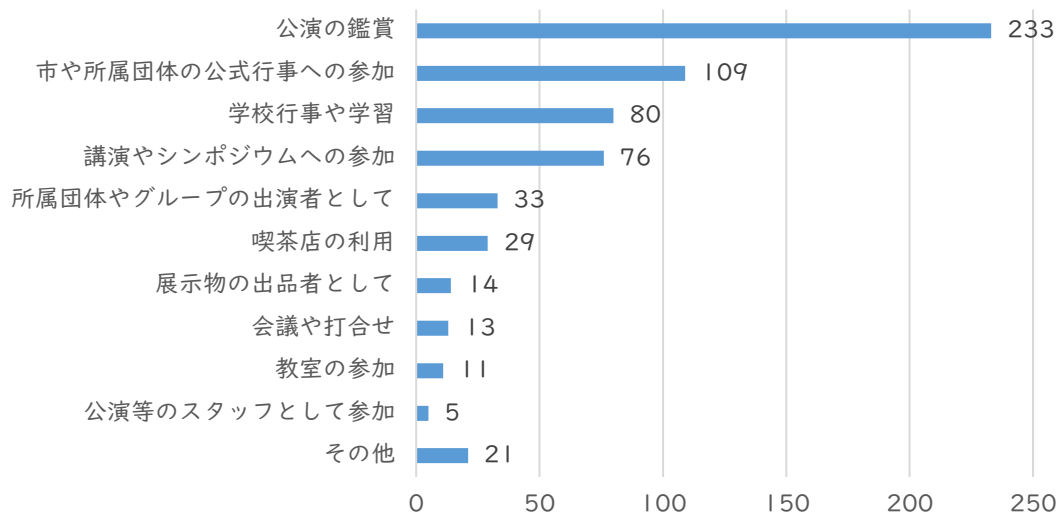
（問11で「利用したことがない」を回答した方のみ）



問13 三木市文化会館の利用目的を3つ以内で挙げてください

「公演の鑑賞」が最も多く、次に「市や所属団体の公式行事への参加」、「学校行事や学習」となっており、ホール使用をイメージして回答されていると考えられます。

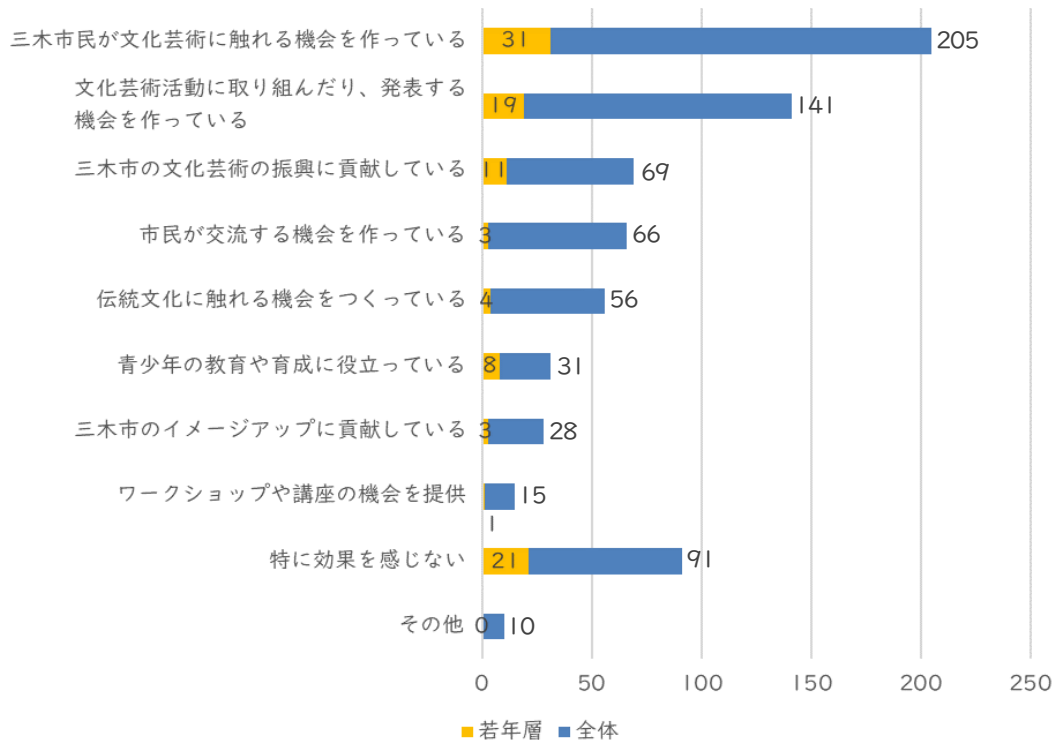
問13 三木市文化会館の使用目的（3つ以内）



問14 三木市文化会館が三木市にもたらす効果を3つ以内で挙げてください

「三木市民が文化芸術に触れる機会を作っている」、「文化芸術活動に取り組んだり、発表する機会を作っている」の順となっていますが、若年層では「特に効果を感じない」とした意見の割合が多くなっています。

問14 三木市文化会館が三木市にもたらす効果（3つ以内）



問15 三木市文化会館に対するご意見があれば記入してください（自由回答）

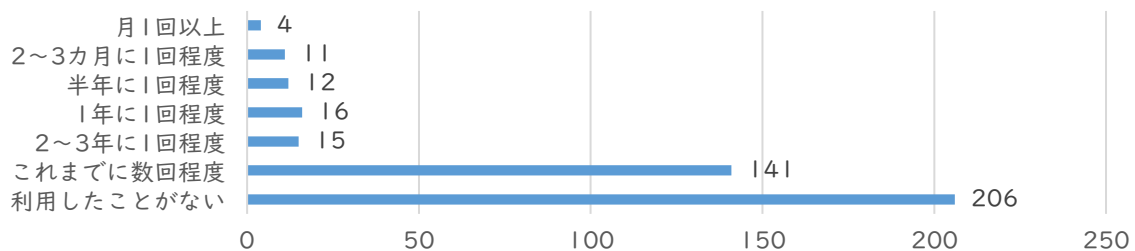
「三木市文化会館は三木市のシンボル」という意見から、「どこにあるかわからない」という意見までありました。また、「公演以外にも別の事業をやってはどうか」、「会館情報をもっと発信して欲しい」との要望も多くありましたが、「使用料が高い」、「アクセスが悪い」、「気軽に使えない」という回答もありました。

6 みき歴史資料館・堀光美術館に関する意識

問16 みき歴史資料館・堀光美術館の利用頻度

「利用したことがない」、「これまでに数回程度」が多くなっています。

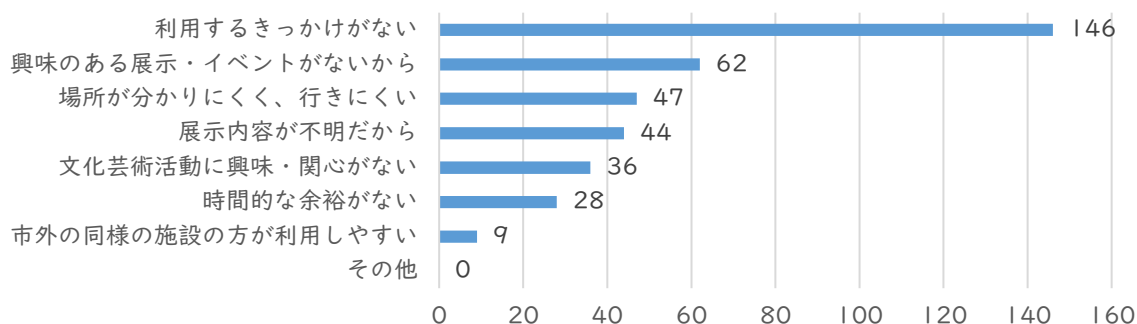
問16 みき歴史資料館・堀光美術館の利用頻度



問17 利用したことがない理由を3つ以内で挙げてください

「利用するきっかけがない」、「興味のある展示・イベントがない」の順となっています。

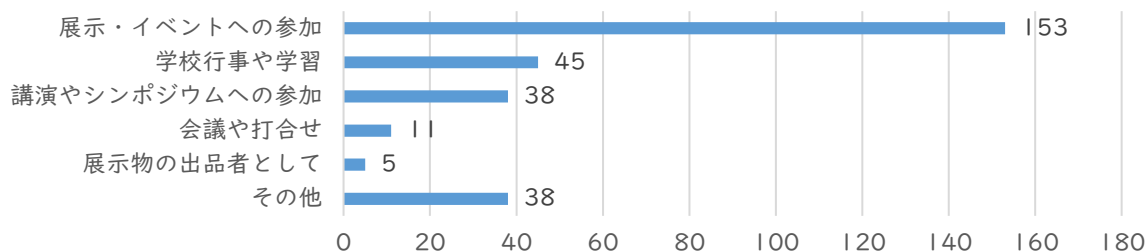
問17 利用したことがない理由（3つ以内）
（問16で「利用したことがない」を選んだ方のみ）



問18 利用目的を3つ以内で挙げてください

「展示・イベントへの参加」、「学校行事や学習」に利用するが多くなっています。

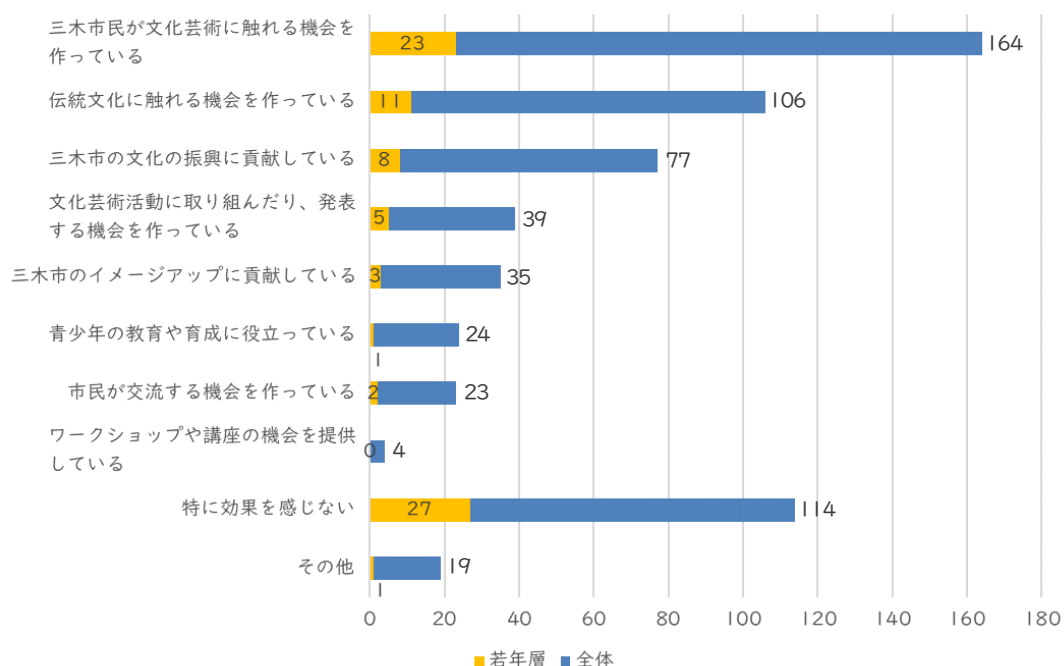
問18 利用目的（3つ以内）



問19 みき歴史資料館・堀光美術館が三木市にもたらす効果を3つ以内で挙げてください

文化会館と同様に、若年層では「特に効果は感じない」の割合が高くなっており、非常に残念な結果となっています。

問19 みき歴史資料館・堀光美術館が三木市にもたらす効果（3つ以内）



問20 みき歴史資料館・堀光美術館に対するご意見があれば記入してください（自由回答）

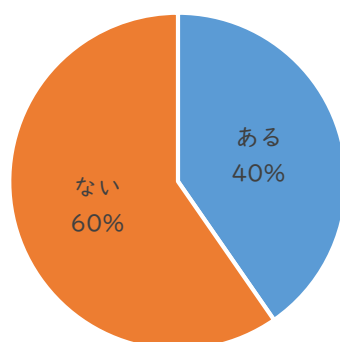
「場所がわかりにくい」、「坂道に面しているという立地の悪さ」、「施設自体が古い」から、「美術館の拡張をふまえたりリニューアル」、「文化施設の併設」、「有名な芸術家の作品や歴史的な品の展示の充実」、「情報発信の強化」、「交通の確保や周辺の整備」など多岐にわたりました。

7 みっきいホールに関する意識

問21 みっきいホールを利用したことがありますか

「ない」が60%、「ある」が40%となっています。

問21 みっきいホールの利用の有無

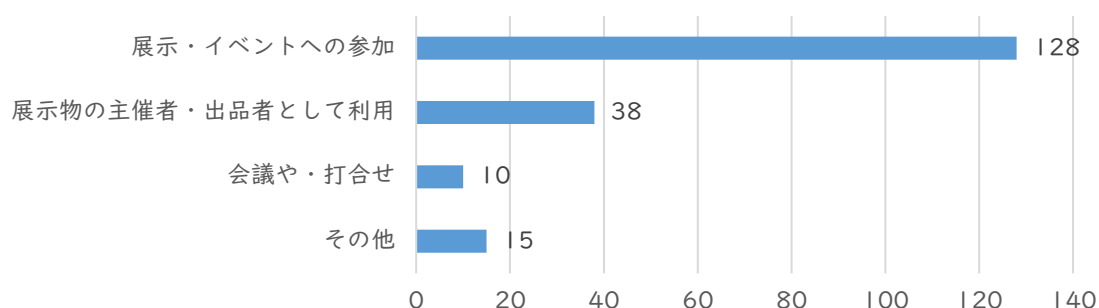


問22 みっきいホールの利用目的を2つ以内で挙げてください

「展示・イベントへの参加」が多数を占めています。

問22 みっきいホールの利用目的（2つ以内）

※問21で「ある」を選んだ方



問23 みっきいホールに対するご意見があれば記入してください（自由回答）

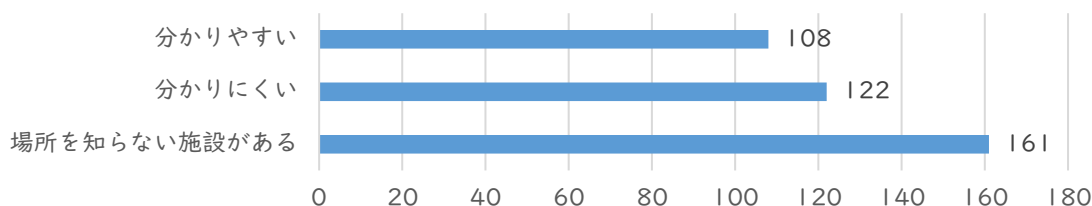
「市役所へ来たついでに立ち寄れる」、「もっとイベントをして欲しい」、「展示のみではなくふれあい交流の場となればよい」という活用に対する意見から、「市役所の南側の奥まったところにあり、わかりにくい」、「どこにあるのかわからない」など、全体的に周知されていないことがわかりました。

8 文化施設へのアクセス

問24 みっきいホール・みき歴史資料館・堀光美術館・三木市文化会館に行くときのアクセスについて

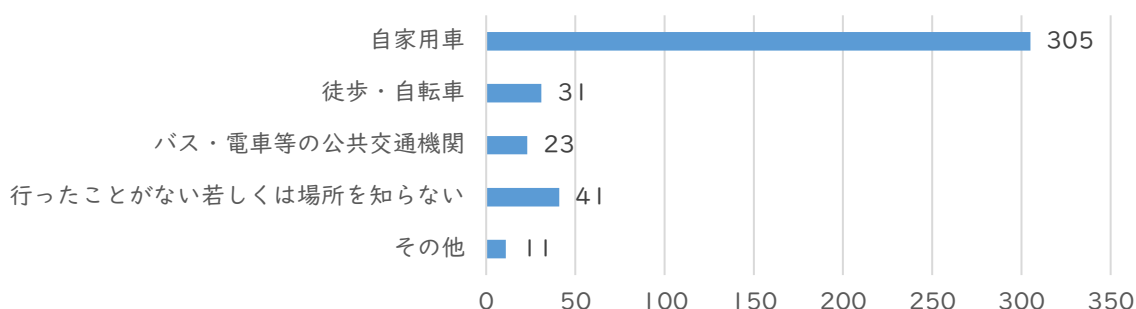
全体の約70%の人が「分かりにくい」、「場所を知らない施設がある」となっています。

問24 各文化施設へのアクセスについて
(みっきいホール・みき歴史資料館・堀光美術館・三木市文化会館)



問25 みっきいホール・みき歴史資料館・堀光美術館・三木市文化会館への主な交通手段
70%強の人が「自家用車」となっています。

問25 みっきいホール・みき歴史資料館・堀光美術館・三木市文化会館に行く主な交通手段

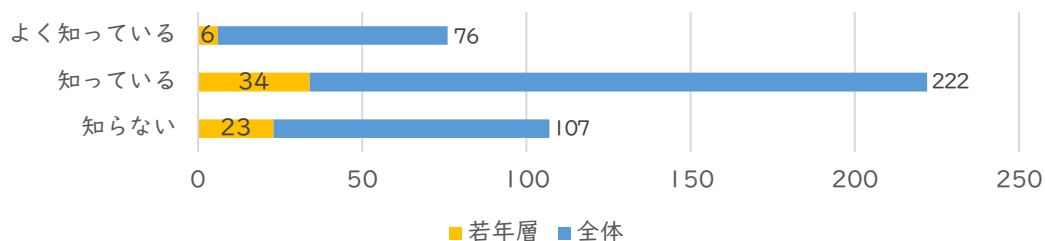


9 三木市の文化遺産に関する意識

問26 あなたがお住まいの地域の文化遺産（鬼追い、秋祭りなど）を知っていますか

「よく知っている」、「知っている」と合わせると全体の約70%となっており、問10の回答でも多数見られた「秋祭り」と推測されます。ただ、若年層では「知らない」と回答した割合が高くなっています。

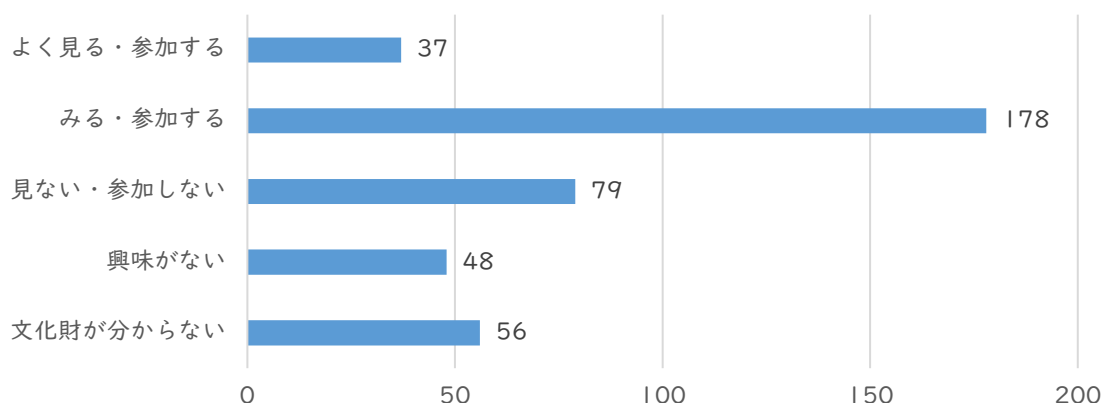
問26 居住地域の文化遺産について



問27 文化財を見たことや伝統芸能（神社仏閣などに関連するものなど）に参加したことがありますか

「見る・参加する」と回答したほぼ半数の方が、前問と同様に「秋祭り」に関連したものと考えられます。ただ、「見ない・参加しない」、「興味がない」、「文化財がわからない」を合わせると、半数近くの方は関心がないという結果になりました。

問27 文化財を見たことや伝統芸能に参加したことの有無



問28 文化財や伝統芸能はどのようにしていくべきだと思いますか（自由回答）

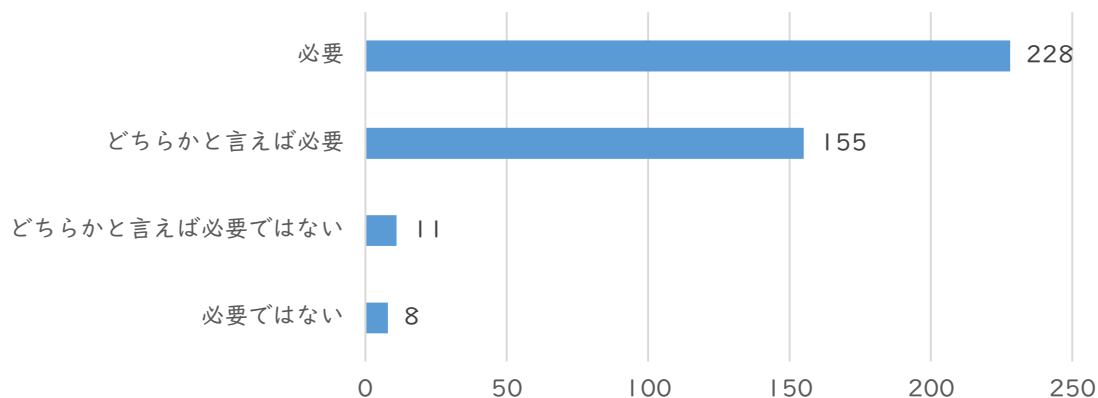
「文化財や伝統芸能は保存継承していくべき」という意見が最も多数を占めました。また、「保存するには公開や活用など啓発の機会を増やすべき」、「新興住宅地域と伝統行事を通じた交流を行う」、「高齢化による後継者不足」、「若手の育成」のほか、「若者の定住化を進める施策の方が重要」という意見もありました。

10 子どものための文化芸術振興に関する意識

問29 子ども時代（幼児期）からの質の高い文化芸術に触れる機会が必要だと思いますか

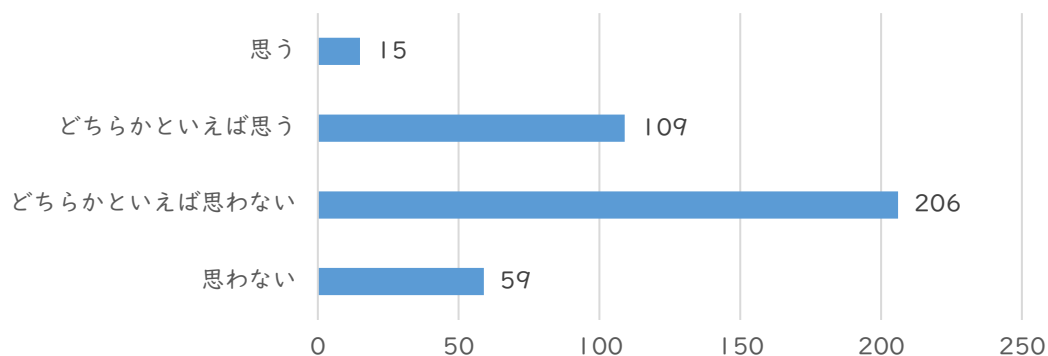
「必要」、「どちらかといえば必要」が90%以上を占めました。

問29 子ども時代からの質の高い文化芸術に触れる機会が必要か



問30 三木市では子どもの文化芸術に触れる機会が充実していると思いますか
「思う」、「どちらかといえば思う」が全体の約30%にとどまっています。

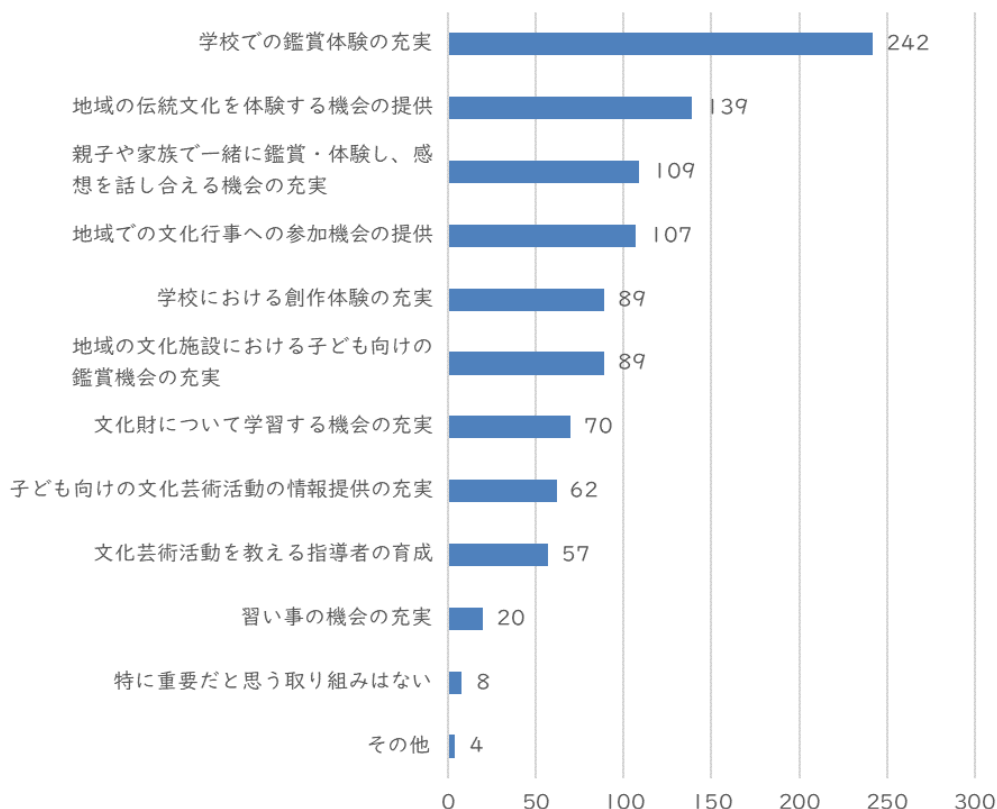
問30 三木市では子どもの文化芸術に触れる機会が充実していると思うか



問31 子どもたちが文化芸術に親しむために、子育ての過程で必要な取組みを3つ以内で挙げてください

回答が分散していますが、「学校での鑑賞体験の充実」が最も多く、「地域の伝統文化を体験する機会の提供」や「親子や家族と一緒に鑑賞・体験し、感想を話し合える機会の充実」が続いています。

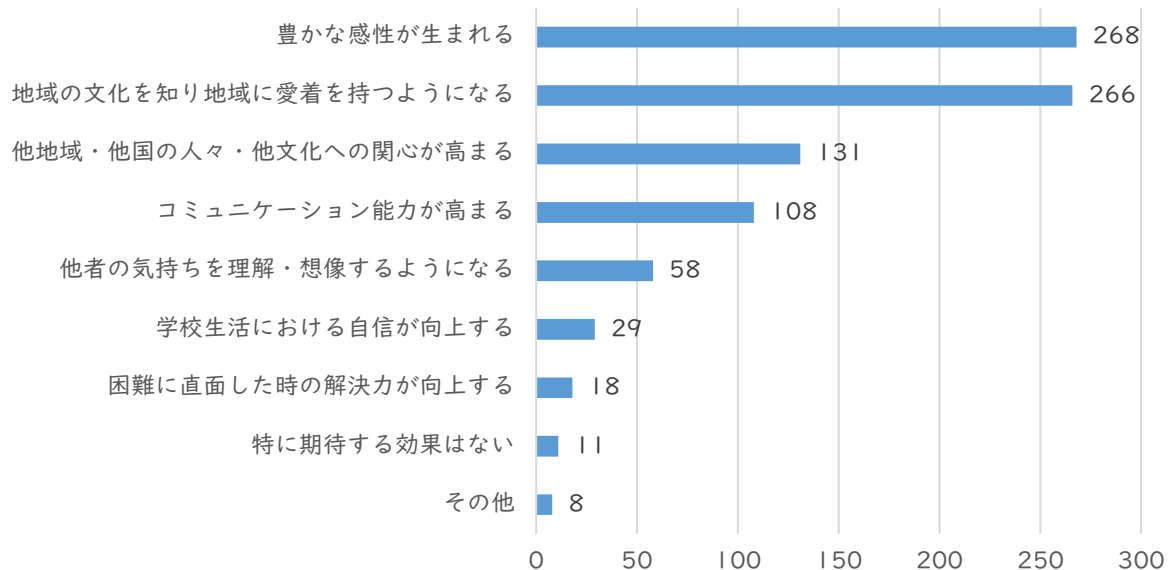
問31 子どもたちが文化芸術に親しむために子育ての過程で必要な取組みは



問32 子どもたちが文化芸術に親しむことによる今後の効果について3つ以内で挙げてください

「豊かな感性が生まれる」、「地域の文化を知り地域に愛着を持つようになる」が多く、次に「他地域・他国の人々・多文化への関心が高まる」、「コミュニケーション能力が高まる」など国際交流の観点や人とのふれあいに対する効果に期待する意見が続きました。

問32 子どもたちが文化芸術に親しむことによる
今後の効果について（3つ以内）

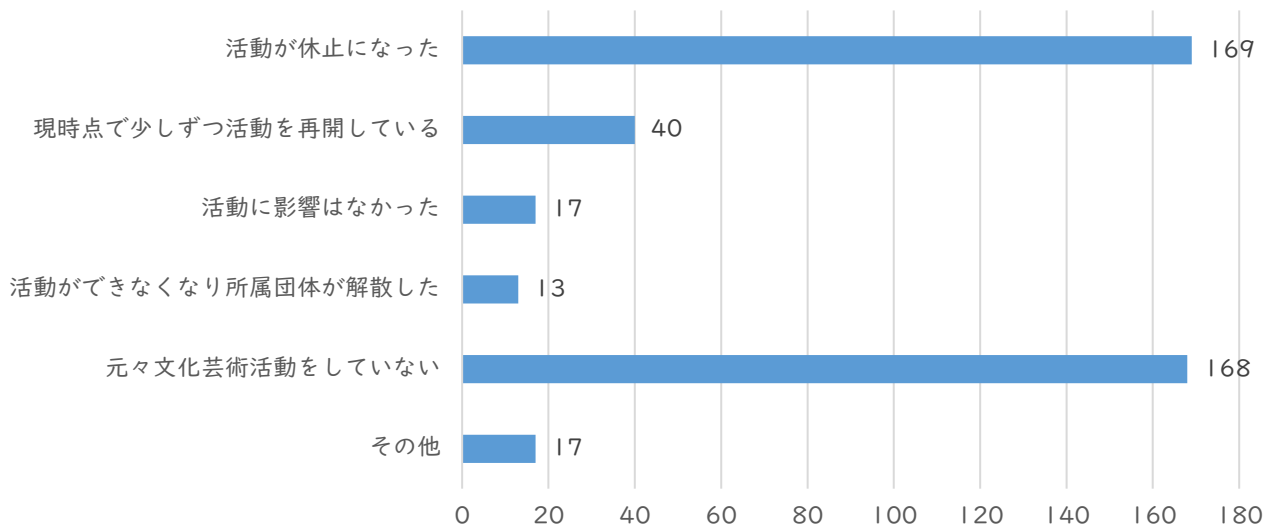


11 コロナ禍における文化活動について

問33 新型コロナウイルス感染拡大による文化芸術活動に与えた影響

やはりほとんどの人が活動の休止を強いられ、所属団体が解散したケースも見られます。

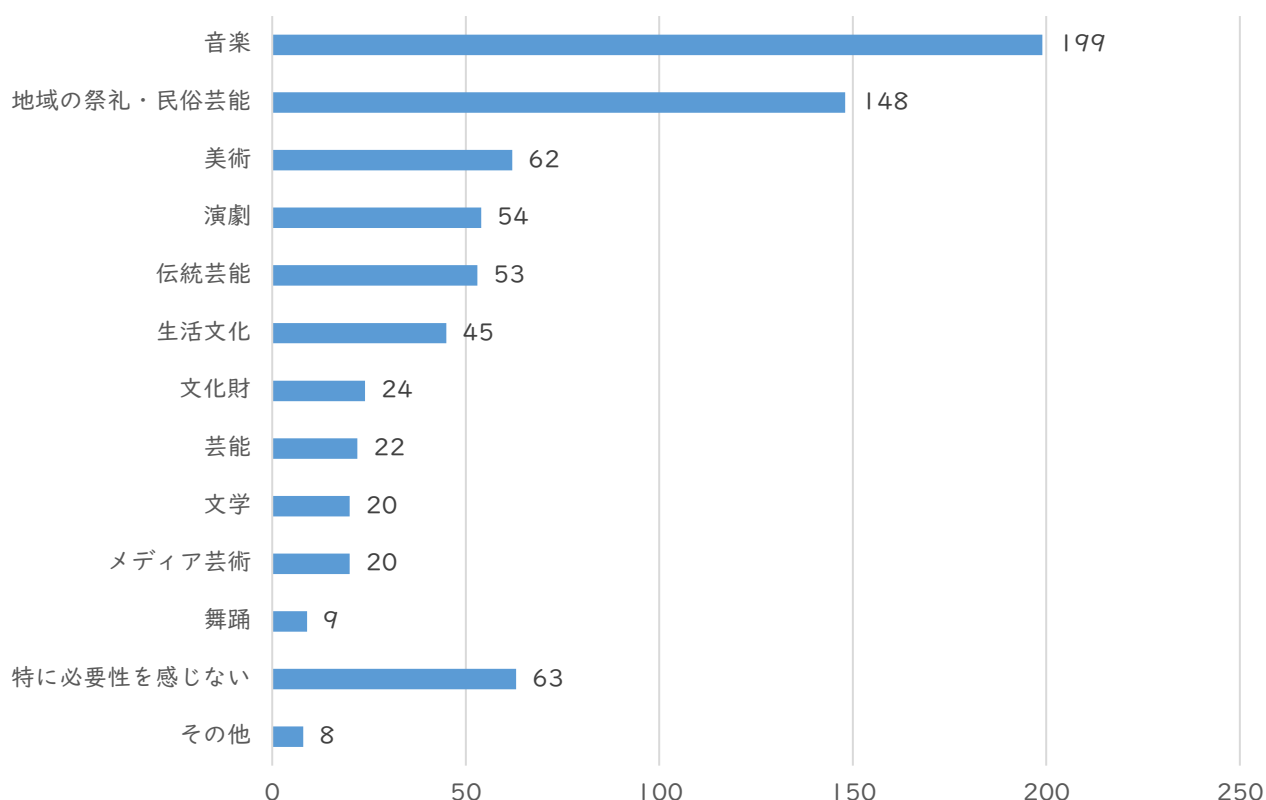
問33 新型コロナウイルス感染拡大による文化芸術活動に与えた影響



問34 新型コロナウイルス感染拡大が続き、経済活動が制限される中、改めて必要だと思った文化芸術活動を3つ以内で挙げてください

「音楽」、「地域の祭礼・民俗芸能」と自宅にしながら気軽に鑑賞や演奏ができる、また、地域に根ざした祭礼や民俗芸能が選択されたと考えられます。

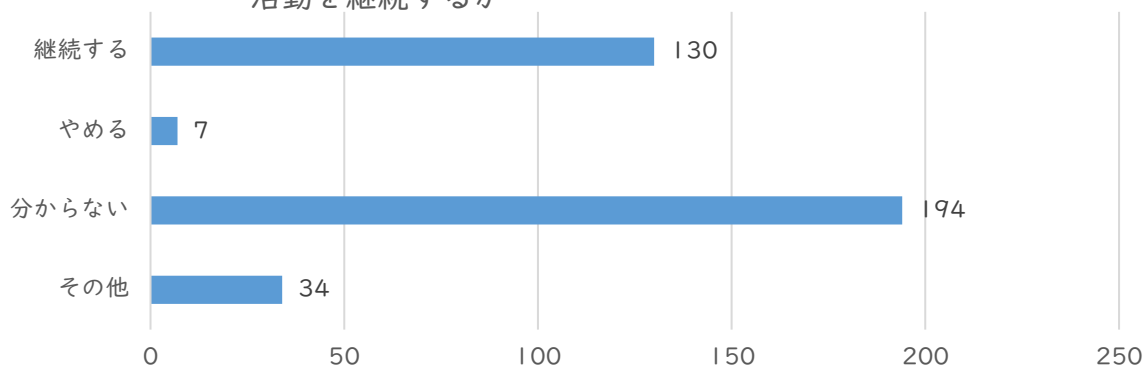
問34 新型コロナウイルス感染拡大が続き、経済活動が制限される中、改めて必要だと思う文化芸術活動（3つ以内）



問35 新型コロナウイルス感染症が終息した場合、文化芸術活動を継続しますか

「分からない」が「継続する」を上回りました。

問35 新型コロナウイルス感染症が終息した場合、文化芸術活動を継続するか



問36 アフターコロナを見据えたときに、文化芸術活動に必要なこと（自由回答）

「コロナ対策の徹底」、「リモート配信などの環境づくり」といった再びコロナ禍のようなことに見舞われた時、活動を安心安全に継続できるような対策を考える意見が多くありました。また、「感染防止のため開催されなかった行事が、やれなくなって、はじめてその行事の大切さを知った」という意見もありました。

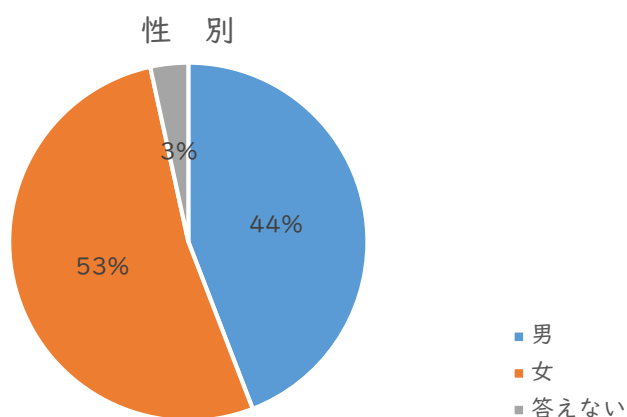
問37 その他、三木市の文化芸術・文化遺産に関するご意見・ご感想（自由回答）

「文化遺産があっても整備しなければ良さは伝わらない」、「歴史的に価値があるものは学校で学習に積極的に取り入れて欲しい」、「啓発や学習の機会には、専門家の解説や説明が必要」、「市民に対してもっと文化芸術や文化遺産の情報を発信して欲しい」など、情報発信や子どもに文化芸術に親しむ態度の育成を望む意見がありました。

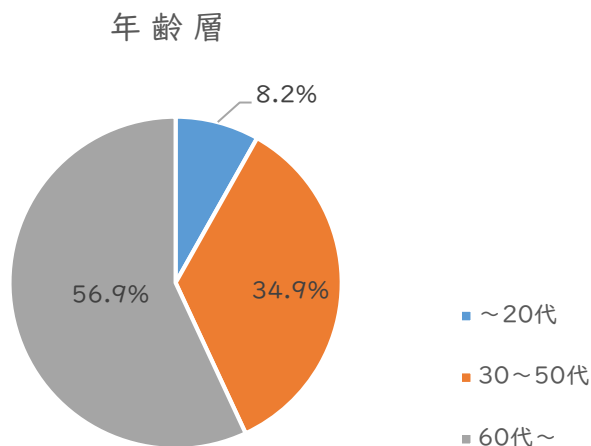
12 ご自身について

問38 あなた自身について

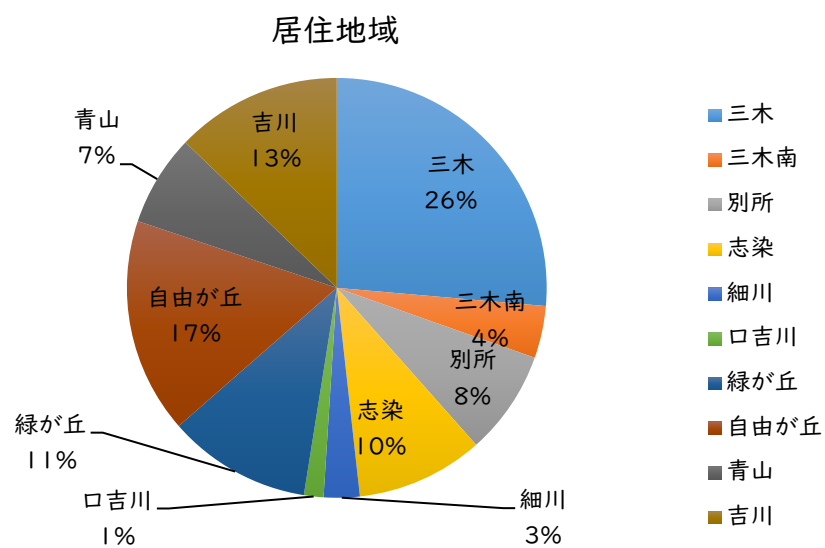
① 性別



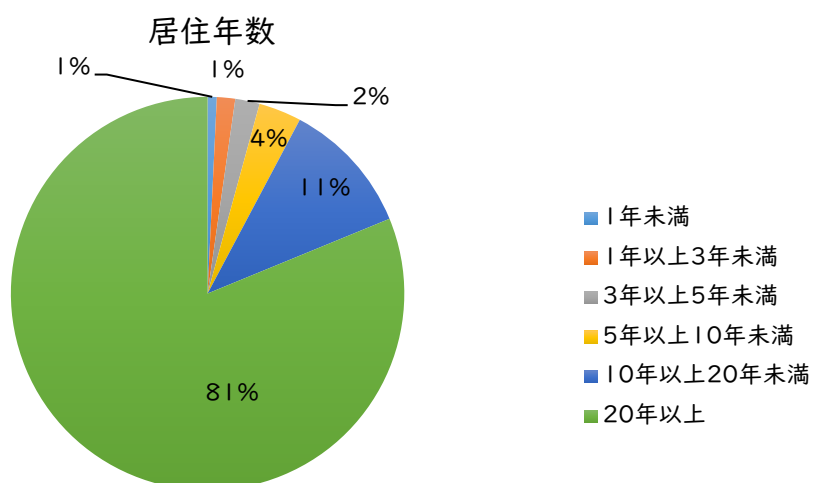
② 年齢層



③ 居住地域



④ 居住年数



【資料2】

三木市文化振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三木市教育振興基本計画に定めた市民文化の高揚と文化遺産の活用による文化の振興策を具体化する三木市文化振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、三木市文化振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の案の策定に関する事。
- (2) その他計画を策定するために必要な事項に関する事。

(組織等)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 三木市社会教育委員会が推薦する者 1人
- (3) 三木市文化財保護審議会が推薦する者 1人
- (4) 三木市城下町まちづくり協議会が推薦する者 1人
- (5) 三木市文化振興財団が推薦する者 1人
- (6) 三木市美術協会が推薦する者 1人
- (7) 三木市文化連盟が推薦する者 1人
- (8) 三木芸術文化会議が推薦する者 1人
- (9) 吉川町文化協会が推薦する者 1人
- (10) 公募による者 4人以内

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

4 委員の任期は、選任の日から令和4年3月31日までとし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開する。ただし、三木市審議会等の会議の公開に関する条例（平成20年三木市条例第1号）第4条各号に該当する場合は、委員長は、委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化・スポーツ課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(有効期限)

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

【資料3】

三木市文化振興計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	山 下 泰 生	関西国際大学 副学長
副委員長	米 澤 修 二	三木市城下町まちづくり協議会
委 員	西 田 博 之	三木市社会教育委員
委 員	宮 田 逸 民	三木市文化財保護審議会
委 員	大 林 繁 教	三木市文化振興財団
委 員	石 田 満 美	三木市美術協会
委 員	塩 山 重 夫	三木市文化連盟
委 員	福 本 孝 昭	三木芸術文化会議
委 員	藤 田 均	吉川町文化協会
委 員	岩 崎 修 二	公募委員
委 員	稲 葉 千 佳	公募委員
委 員	松 下 朋 央	公募委員

種 別	氏 名	所 属
事 務 局	本 岡 忠 明	教育総務部長
	金 井 善 純	教育総務部文化・スポーツ課長
	西 馬 房 子	教育総務部文化・スポーツ課副課長兼文化芸術係長
	金 松 誠	教育総務部文化・スポーツ課文化遺産係長
	藤 原 良 成	教育総務部文化・スポーツ課文化芸術係
	畠 中 剛	教育総務部文化・スポーツ課文化芸術係

【資料4】

公民館登録文化団体及び文化芸術団体一覧

番号	場 所	登録・ 加盟団体数
1	中央公民館	16
2	三木南交流センター	27
3	別所町公民館	9
4	志染町公民館	7
5	細川町公民館	9
6	口吉川町公民館	14
7	緑が丘町公民館	36
8	自由が丘公民館	27
9	青山公民館	32
10	吉川町公民館	36

番号	名 称	登録・ 加盟団体数
11	三木市合唱連盟	15
12	三木市菊花協会	1
13	三木市吹奏楽連盟	11
14	三木市美術協会	1
15	三木市文化連盟	21
16	三木市盆栽協会	2
17	三木芸術文化会議	1
18	吉川町文化協会	24

各団体等への連絡先は、公民館登録文化団体（1～10）は各公民館、文化芸術団体（11～18）は三木市教育委員会教育総務部文化・スポーツ課となります。

連絡先

三木市教育委員会教育総務部文化・スポーツ課
〒673-0492 上の丸町10番30号

☎82-2000（代）

市内の主な文化施設

三木市文化会館

〒673-0433 福井1937番地

☎83-3300

堀光美術館

〒673-0432 上の丸町4番5号

☎82-9945

【開館時間】 10時00分～17時00分（入館は16時30分まで）

【休館日】 月曜日（祝日の場合は開館）

祝日の翌日（祝日の翌日が土曜日、日曜日の場合は開館）

年末年始（12月27日～1月4日）

みき歴史資料館

〒673-0432 上の丸町4番5号

☎82-5060

【開館時間】 9時00分～17時00分（入館は16時30分まで）

【休館日】 月曜日（祝日の場合は開館）

祝日の翌日（祝日の翌日が土曜日、日曜日の場合は開館）

年末年始（12月27日～1月4日）

公民館

中 央	〒673-0431	本町2丁目2番10号	☎82-2007
三木南交流センター	〒673-0433	三木市福井2484番地の9	☎83-1710
別 所 町	〒673-0445	別所町西這田1丁目10番地	☎82-0072
志 染 町	〒673-0512	志染町井上173番地	☎87-3814
細 川 町	〒673-0713	細川町豊地55番地の1	☎86-2059
口 吉 川 町	〒673-0741	口吉川町殿畑144番地	☎88-0004
緑 が 丘 町	〒673-0532	緑が丘町東3丁目38番地	☎85-7011
自 由 が 丘	〒673-0551	志染町西自由が丘1丁目595番地	☎85-4700
青 山	〒673-0521	志染町青山3丁目15番地の2	☎87-1300
吉 川 町	〒673-1114	吉川町吉安246番地	☎72-1577

【資料5】

市内指定文化財一覧

令和3（2021）年5月1日現在

国指定文化財

名 称	所有者等	指定年月日	種 別
木造毘沙門天立像	伽耶院	大正3（1914）年8月25日	彫 刻
天津神社本殿	天津神社	大正15（1926）年4月19日	建 造 物
東光寺本堂	東光寺	昭和27（1952）年7月19日	建 造 物
歓喜院聖天堂	歓喜院	昭和42（1967）年6月15日	建 造 物
伽耶院 本堂 三坂明神社本殿 多宝塔	伽耶院	昭和50（1975）年6月23日	建 造 物
稲荷神社本殿	稲荷神社	昭和54（1979）年5月21日	建 造 物
三木城跡及び付城跡・土塁	三木市他	平成25（2013）年3月27日	史 跡

県指定文化財

名 称	所有者等	指定年月日	種 別
銅鐘	慈眼寺	昭和36（1961）年5月12日	工 芸 品
銅鐘	蓮花寺	昭和37（1962）年6月15日	工 芸 品
銅製経筒 附 経巻残闕及び陶質壺	高男寺集落	昭和37（1962）年6月15日	考古資料
東光寺多宝塔	東光寺	昭和41（1966）年3月22日	建 造 物
密教院鎮守社	密教院	昭和42（1967）年3月31日	建 造 物
法光寺五輪塔	法光寺	昭和47（1972）年3月24日	建 造 物
法光寺境内出土五輪泥塔	法光寺	昭和48（1973）年3月9日	考古資料
鬼面	法光寺	昭和51（1976）年3月23日	彫 刻
法光寺文書 3巻（37通）	法光寺	昭和51（1976）年3月23日	書 跡
吉川若宮神社のヤホー神事	若宮神社宮座中	昭和52（1977）年3月29日	無形民俗
伽耶院 開山堂	伽耶院	平成22（2010）年3月19日	建 造 物
桐唐草格子文様片身替小袖 附 桐紋唐松散らし蒔絵箱	本長寺	平成29（2017）年3月14日	工 芸 品
旧小河氏庭園	三木市	平成30（2018）年3月20日	名 勝

市指定文化財

名 称	所有者等	指定年月日	種 別
高篠出土小銅鐸	三木市教育委員会	平成3（1991）年8月21日	考古資料
伽耶院 行者堂	伽耶院	平成4（1992）年7月15日	建 造 物
正法寺山出土瓦塔片一括資料	三木市教育委員会	平成8（1996）年2月21日	考古資料
競馬・遊楽図屏風（八曲一双）	金剛寺	平成11（1999）年3月17日	絵 画
蓮花寺鬼踊り	蓮花寺鬼踊り保存会	平成14（2002）年4月19日	無形民俗
愛宕山古墳（下石野5号墳）	三木市	平成16（2004）年4月19日	史 跡
三木合戦軍図絵解き 附 軍図3幅2組	法界寺	平成17（2005）年8月26日	無形民俗
新宮神社 石鎚（二個一対）	新宮神社	平成18（2006）年2月23日	歴史資料
法光寺 銅鐘	法光寺	平成18（2006）年2月23日	工 芸 品
東光寺 銅鐘	東光寺	平成18（2006）年2月23日	工 芸 品
秀吉制札	三木市	平成20（2008）年7月23日	歴史資料
大宮八幡宮例大祭宮入宮出の屋台練り	大宮八幡宮秋祭り大当番	平成21（2009）年9月16日	無形民俗
二天門（中門）	伽耶院	平成22（2010）年11月17日	建 造 物
鉄鎧	雲龍寺	平成22（2010）年11月17日	工 芸 品
東播八郡總兵別所府君墓表	法界寺	令和元（2019）年11月20日	建 造 物
木造不動明王立像	伽耶院	令和2（2020）年4月15日	彫 刻
木造不動明王立像			
木造三宝荒神立像			
与呂木古墳出土石枕	三木市教育委員会	令和3（2021）年4月16日	考古資料

国登録文化財

名 称	所有者等	指定年月日	種 別
旧玉置家住宅	三木市	平成14（2002）年2月14日	建 造 物
小河家住宅	三木市	平成18（2006）年11月29日	建 造 物
小河氏庭園	三木市	平成19（2007）年2月6日	建 造 物
播州三木の鍛冶用具と製品	三木市	平成25（2013）年3月12日	有形民俗
三寿ノ刃物製作所	個人	平成26（2014）年4月25日	建 造 物
旅亭文市楼	個人	平成30（2018）年5月10日	建 造 物
黒田清右衛門商店	個人	令和元（2019）年12月5日	建 造 物

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性および透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考

慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則

(平成二十一年二月七日法律第一四八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

(平成二十九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁

の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

(平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則

(令和元年六月七日法律第二二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

れへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研究成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関におけ

る教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が発見に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外觀等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

かつ主体的に、文化芸術活動の充実に努めるとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体

文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成し、うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。））にあつては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文字、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次項に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承

及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又は、

文化芸術基本法

(平成一三・一二・七
法一四八)

施行 平成十三年十二月七日

改正 平成二九・六・二三法七三、平成三〇・六・八法

四二、令和元・六・七法二六

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらぬ願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意味を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展されるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるときも、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮することともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の

発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的

